【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年10月15日

【発行者名】 東京海上アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 長澤 和哉

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

【事務連絡者氏名】 尾崎 正幸

【電話番号】 03-3212-8421

【届出の対象とした募集(売出)内国投 東京海上・世界モノポリー戦略株式ファンド(毎月決算型)

資信託受益証券に係るファンドの名

称】

【届出の対象とした募集(売出)内国投 上限 1兆円

資信託受益証券の金額】

【縦覧に供する場所】 該当なし

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

東京海上・世界モノポリー戦略株式ファンド(毎月決算型) 上記を以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定に基づく投資信託の受益権であり、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社である東京海上アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」といいます。)は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

当初の1口当たり元本は1円です。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

1兆円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせください。

委託会社のお問い合わせ先(以下「委託会社サービスデスク」といいます。)

東京海上アセットマネジメント サービスデスク

0120-712-016(営業日の9時~17時)

ホームページ

https://www.tokiomarineam.co.jp/

(5)【申込手数料】

発行価格に3.3%(税抜3%)を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。申込手数料には、消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)が含まれます。

分配金再投資コース (下記「(6)申込単位」をご参照ください。)の収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

(6)【申込単位】

申込方法には、収益分配金の受取方法によって、以下の2種類のコースがあります。

分配金受取りコース	分配金を受け取るコースです。
分配金再投資コース	分配金が税引き後、自動的に無手数料で再投資されるコースです。

申込単位は販売会社が定めます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 分配金再投資コースにおいて収益分配金を再投資する場合は、1口単位とします。

(7)【申込期間】

2025年10月16日から2026年4月15日まで 申込期間は、上記期間満了前に委託会社が有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8)【申込取扱場所】

販売会社の本・支店等で取扱います。ただし、一部取扱いを行わない支店等がある場合がありますので、販売会社の最寄りの本・支店等にお問い合わせください。なお、販売会社については、委託会社サービスデスクにお問い合わせください。

(9)【払込期日】

取得申込者は、申込金(発行価格に取得申込口数を乗じて得た額に申込手数料を加算した申込時の支払総額をいいます。)を販売会社所定の期日までに販売会社に支払うものとします。 各取得申込日の発行価額の総額は各追加信託が行われる日に、販売会社から、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定する当ファンドの口座に振込まれます。

(10)【払込取扱場所】

申込金は、お申込みの販売会社にお支払いください。

(11)【振替機関に関する事項】

当ファンドの受益権の振替機関は下記の通りです。 株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

該当ありません。

第二部【ファンド情報】 第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的 信託財産の成長をめざして運用を行います。

基本的性格

当ファンドは、追加型投信 / 海外 / 株式に属します。 当ファンドの商品分類表および属性区分表は、以下の通りです。

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株 式 債 券
	海 外	不動産投信
追加型投信	内外	その他資産 ()
		資産複合

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	 為替ヘッジ
3222320321	3,17,7,12	322273381000	322277765	
株式	年1回	グローバル		
一般	' '	(日本を除く)		
大型株	年2回	(1 2 3 1		
中小型株		日本		
	年4回			
債券		北米	ファミリーファンド	あり
— 他	年6回			()
公債	(隔月)	区欠州		
社債				
その他債券	年12回	アジア		
クレジット属性	(毎月)			
()		オセアニア		
	日々			
不動産投信		中南米	ファンド・オブ・ファ	なし
	その他		ンズ	
その他資産	()	アフリカ		
(投資信託証券(株式				
(一般)))		中近東		
		(中東)		
資産複合				
()		エマージング		
資産配分固定型				
資産配分変更型				

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

投資形態が、ファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて 投資することとなりますので、商品分類表と属性区分表の投資対象資産が異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

	1 x 4 = 11 4	有価証券届出書(内国投資
単位型・	単位型投信	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、そ
追加型	SE 10 THE 10	の後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行
		われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいい
10.20.14		
投資対象	国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による
地域		主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の
	海加	記載があるものをいいます。
	海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による 主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の
		土たる投資収益が美質的に海外の負性を源泉とする自の 記載があるものをいいます。
	内外	記載があるものをいいよう。 目論見書または投資信託約款において、国内および海外
	NA	日調兄音なたは投資信託約款にのいて、国内のよび海外 の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載が
		の負性による投資収益を美質的に帰来とする自の記載があるものをいいます。
投資対象		目論見書または投資信託約款において、組入資産による
資産	1/1/1/	主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載が
		あるものをいいます。
		目論見書または投資信託約款において、組入資産による
		主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載が
		あるものをいいます。
	不動産投信(リート)	目論見書または投資信託約款において、組入資産による
		主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券お
		よび不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載が
		あるものをいいます。
	その他資産	目論見書または投資信託約款において、組入資産による
		主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信
		以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいま
		す。
	資産複合	目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不
		動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資
		収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいま
<u> </u>		j.
独立区分	MMF(マネー・マネージ	
	メント・ファンド)	規則」に定められるMMFをいいます。
	MRF(マネー・リザー	一般社団法人投資信託協会の「MMF等の運営に関する
	ブ・ファンド) ETF	規則」に定められるMRFをいいます。
	EIF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政 令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託
		立びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4
		の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	 インデックス型	日論見書または投資信託約款において、各種指数に連動
ᄬᄯᄁᅒ	「ファラテへ至	する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	 特殊型	目論見書または投資信託約款において、投資者に対して
	19 /小圭	白鯛兒童なたは投資に記別がにおいて、投資者に対して 注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みある
		VIIB圧用于2000年110000000111139。

商品分類の定義は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」をもとに委託会社が作成 しております。

属性区分の定義

投資対象	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのもの
資産			をいいます。
		大型株	目論見書または投資信託約款において、主として大型株
			に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	目論見書または投資信託約款において、主として中小型
			株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全て
			のものをいいます。

公債 目論見書または投資信託約款において、日本国の政府の発行関債を含みます。以下同じ。投資する旨の記載があるものをいいます。 社債 目論見書または投資信託約款において、企業る社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。 その他債券 目論見書または投資信託約款において、公債以外の債券に主として投資する旨の記載があいて、上部債券による区分のほか、特にクレジットによる「同性を対象」による区分のほか、特にクレジットによる「同性を対象」による区分のほか、特にクレジットに対して、上部債券に対策があるものについては、上部債券に対策に対策であるものにのいます。 国論見書または投資信託約款において、主と債券部よび不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。 資産配分	E債に 等の まる 畳対げさしずし載 資旨 資更記 回 回、主 がを たも 券しる て てが 産の 産を載 決 決政と 発い はの のて区 不 株あ を記 を行が 算 算府し 行い 社を 「明分 動 式る 投載 投うな す すす機て すま 債い 発確に 産 、も 資が 資旨い る る
関債、国際機関債を含みます。以下同じ。) 投資する旨の記載があるものをいいます。 社債 目論見書または投資信託約款において、企業 す。。 その他債券 目論見書または投資信託約款において、公債 以外の債券に主として投資する旨の記載があいます。 格付等クレジットによる 属性 による区分のほか、特にクレジットによる 属性 による区分のほか、特にクレジットによる に投資する旨の記載があるものをいいました。 を記載であるものについては、上記債券に担 な記載があるものについては、上記債券に担 な記載があるものについては、上記債券に担 で高格付債」「低格付債」等を併記しま を記載である自の記載があるものをいいました。 関産配分 目論見書または投資信託約款において、主と 債券および不動産投信以外に投資する旨の記 のをいいます。 資産配分 目論見書または投資信託約款において、複数 対象とし、組入比率については、機動的なな の記載があるものをいいます。 年1回 目論見書または投資信託約款において、年1 ものをいいます。 年2回 目論見書または投資信託約款において、年2 自の記載があるものをいいます。 年4回 目論見書または投資信託約款において、年2 自の記載があるものをいいます。 年6回(隔月) 目論見書または投資信託約款において、年4 目論見書または投資信託約款において、年4 目の記載があるものをいいます。 年1回 目論見書または投資信託約款において、年4 日の記載があるものをいいます。 年1回 目論見書または投資信託約款において、年4 日の記載があるものをいいます。 年1回 目論見書または投資信託約款において、年4 日の記載があるものをいいます。	に 等の まる 侵対げっしすし載 資旨 資更記 回 回主 がを たも 券しる て てが 産の 産を載 決 決し 行い 社を 「明分 動 式る 投載 投うな す す すま 債い 発確に 産 、も 資が 資旨い る る
投資する旨の記載があるものをいいます。 社債 目論見書または投資信託約款において、企業 る社債に主として投資する旨の記載があるも す。 その他債券 目論見書または投資信託約款において、公債 以外の債券に主として投資する旨の記載があ による区分のほか、特にクレジットに な記載があるものについては、上記債券に計 加え「高格付債」「低格付債」等を併記しま 不動産投信 目論見書または投資信託約款において、主と 投信に投資する旨の記載があるものをいいま その他資産 日論見書または投資信託約款において、主と 債券および不動産投信以外に投資する旨の記 のをいいます。 資産配分 固定型 対象とし、組入比率については固定的とする のをいいます。 資産配分 西定型 対象とし、組入比率については、機動的なの記載があるものをいいます。 日論見書または投資信託約款において、複数 対象とし、組入比率については、機動的なの記載があるものをいいます。 年2回 日論見書または投資信託約款において、年1 自命記載があるものをいいます。 年4回 日論見書または投資信託約款において、年2 日論見書または投資信託約款において、年2 日論見書または投資信託約款において、年2 日論見書または投資信託約款において、年4 日論見書または投資信託約款において、年4 日論見書または投資信託約款において、年4 日論見書または投資信託約款において、年4 日論見書または投資信託約款において、年4 日論見書または投資信託約款において、年4 日論見書または投資信託約款において、年4 日論見書または投資信託約款において、年4 日論見書または投資信託約款において、年6 日前見書または投資信託約款において、年6 日前見書または投資信託約款において、年6 日前見書または投資信託約款において、年6 日前見書または投資信託約款において、年6 日前見書または投資信託約款において、年6 日前見書または投資信託約款において、年6 日前見書または投資信託約款において、年6 日前見書または投資信託約款において、年7 日前見書または投資信託約款によいて、年7 日前見書または投資信託約款によいて、年7 日前見書または投資信託約款によいて、年7 日前記書は、日前記	等の まる 債対げすじすじ載 資旨 資更記 回 回 がを たも 券しる て てが 産の 産を載 決 決 行い 社を 「明分 動 式る 投載 投うな す すすま 債い 発確に 産 、も 資が 資旨い る る
投資する旨の記載があるものをいいます。 社債 目論見書または投資信託約款において、企業	等の まる 債対げすじすじ載 資旨 資更記 回 回 がを たも 券しる て てが 産の 産を載 決 決 行い 社を 「明分 動 式る 投載 投うな す すすま 債い 発確に 産 、も 資が 資旨い る る
社債 目論見書または投資信託約款において、企業 る社債に主として投資する旨の記載があるもす。	で まる 信が で で で で で で で で で で で で で
る社債に主として投資する旨の記載があるもす。 その他債券 目論見書または投資信託約款において、公債以外の債券に主として投資する旨の記載があいます。 格付等クレジットによる 「行体」による区分のほか、特にクレジットによる 属性 お記載があるものについては、上記債券に抵加え「高格付債」「低格付債」等を併記しま 日論見書または投資信託約款において、主と 投信に投資する旨の記載があるものをいいます。 資産配分 国論見書または投資信託約款において、複数 対象とし、組入比率については固定的とする 方のをいいます。 資産配分 国論見書または投資信託約款において、複数 対象とし、組入比率については固定的とする 方のをいいます。 資産配分 国論見書または投資信託約款において、複数 対象とし、組入比率については固定的とする 方のをいいます。 日論見書または投資信託約款において、複数 対象とし、組入比率については 人間を でしている。 資産配分 日論見書または投資信託約款において、年 日論見書または投資信託約款において、年 日命見書または投資信託約款において、年 日命見書または投資信託約款において、年 日命見書または投資信託約款において、年 日命見書または投資信託約款において、年 日命見書または投資信託約款において、年 日命見書または投資信託約款において、年 日命見書または投資信託約款において、年 日命見書または投資信託約款において、年 日命見書または投資信託約款において、年 日論見書または投資信託約款において、年 日論見書または投資信託約款において、年 日論見書または投資信託約款において、年 日論見書または投資信託約款において、年 日論見書または投資信託約款において、年 日論見書または投資信託約款において、年 日論見書または投資信託約款において、年 日論見書または投資信託約款において、年 日論見書または投資信託約款において、年 日論見書または投資信託約款において、年 日論見書または投資信託約款において、年 日論見書または投資信託約款において、年 日 日 日 日 日 日 日	で まる 信が で で で で で で で で で で で で で
す。 その他債券 目論見書または投資信託約款において、公債以外の債券に主として投資する旨の記載があいます。 格付等クレジットによる 「行体」による区分のほか、特にクレジットによる 属性 な記載があるものについては、上記債券に抵加え「高格付債」「低格付債」等を併記しま不動産投信 不動産投信 目論見書または投資信託約款において、主と投信に投資する旨の記載があるものをいいます。 資産配分 国論見書または投資信託約款において、複数対象とし、組入比率については固定的とするあるものをいいます。 資産配分 国論見書または投資信託約款において、複数対象とし、組入比率については固定的とするものをいいます。 日論見書または投資信託約款において、複数対象とし、組入比率については、機動的な変の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載があるものをいいます。 年 1 回 目論見書または投資信託約款において、年 1 自の記載があるものをいいます。 年 2 回 目論見書または投資信託約款において、年 2 目 日論見書または投資信託約款において、年 4 回 目論見書または投資信託約款において、年 5 回記載があるものをいいます。 年 4 回 目論見書または投資信託約款において、年 6 回(隔月) 目論見書または投資信託約款において、年 6 回の記載があるものをいいます。 年 1 回 目論見書または投資信託約款において、年 6 回の記載があるものをいいます。	まる B (ます) はずしずしず ででです。 はの のて区 不 株あ を記 を行が 算 算 ででする 投載 投うな す す す す で で
その他債券 目論見書または投資信託約款において、公債以外の債券に主として投資する旨の記載があいます。	る付ででで <t< td=""></t<>
以外の債券に主として投資する旨の記載があいます。 格付等クレジットによる属性 目論見書または投資信託約款において、上記債券に担加え「高格付債」「低格付債」等を併記しまなに投資信託約款において、主と投信に投資する旨の記載があるものをいいます。 資産複合 資産配分 固定型 対象とし、組入比率については固定的とするあるものをいいます。 資産配分 理量をした、組入比率については固定的とするあるものをいいます。 資産配分 要更型 対象とし、組入比率については関定的とするの記載があるものもしくは固定的とするの記載があるものもしくは固定的とするの記載があるものをいいます。 年1回 目論見書または投資信託約款において、年2回 目論見書または投資信託約款において、年1台の記載があるものをいいます。 年2回 目論見書または投資信託約款において、年2百分記載があるものをいいます。 年1回 目論見書または投資信託約款において、年2百分記載があるものをいいます。 年1回 目論見書または投資信託約款において、年2百分記載があるものをいいます。 年1回 目論見書または投資信託約款において、年4百分記載があるものをいいます。 年1回 目論見書または投資信託約款において、年4百分記載があるものをいいます。	る付ででで <t< td=""></t<>
おけらり ままり まま	では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、
格付等クレジットによる 属性	対けすしすしず (2g) (2g) (2g) (2g) (2g) (2g) (2g) (2g)
ジットによる	対けすしすしず (2g) (2g) (2g) (2g) (2g) (2g) (2g) (2g)
属性 な記載があるものについては、上記債券に抵加え「高格付債」「低格付債」等を併記しま不動産投信 目論見書または投資信託約款において、主と投信に投資する旨の記載があるものをいいまで、を登りませる。	はすしまでで
加え「高格付債」「低格付債」等を併記しま 不動産投信 目論見書または投資信託約款において、主と投信に投資する旨の記載があるものをいいま その他資産 目論見書または投資信託約款において、主と債券および不動産投信以外に投資する旨の記 のをいいます。 資産配分 固定型 対象とし、組入比率については固定的とするあるものをいいます。 資産配分 変更型 対象とし、組入比率については、機動的な変の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載があるものをいいます。 年1回 目論見書または投資信託約款において、年1旨の記載があるものをいいます。 年2回 目論見書または投資信託約款において、年2日の記載があるものをいいます。 年4回 目論見書または投資信託約款において、年2日の記載があるものをいいます。 年1回 目論見書または投資信託約款において、年2日の記載があるものをいいます。 年1回 目論見書または投資信託約款において、年2日の記載があるものをいいます。 年1回 目論見書または投資信託約款において、年2日の記載があるものをいいます。 日前見書または投資信託約款において、年2日の記載があるものをいいます。	す。 です。 です。 です。 ではずができるででするでです。 ではずいでは、 ではずいでは、 ではずいでは、 ではずいできるででするできます。 ではずいでは、 ではずいできます。 ではずいできます。 ではずいできます。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、
不動産投信 目論見書または投資信託約款において、主と投信に投資する旨の記載があるものをいいまその他資産 目論見書または投資信託約款において、主と債券および不動産投信以外に投資する旨の記のをいいます。	はす。でで
不動産投信 目論見書または投資信託約款において、主と投信に投資する旨の記載があるものをいいまその他資産 目論見書または投資信託約款において、主と債券および不動産投信以外に投資する旨の記のをいいます。	はす。でで
投信に投資する旨の記載があるものをいいま その他資産 目論見書または投資信託約款において、主と債券および不動産投信以外に投資する旨の記 のをいいます。	す。 ではずいでは、 ではずいではがいでは、 ではがいではがいではがではがではがではがではがではがではがではがではがではがではがではがではがで
その他資産	で で で で で で で で で で で で で で
横충および不動産投信以外に投資する旨の記 のをいいます。	記載があるも 資産を投資が 資産のででである。 でででは、 でででは、 でででは、 でででは、 でででは、 でででは、 でででは、 でででは、 でででは、 でででは、 でででは、 ででいる。 では、 ででは、 ででは、 ででは、 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。
一次算標を	双資産を投資 を投資 をでででである。 でででである。 ででである。 ででである。 ででである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ
資産複合 資産配分 固定型 対象とし、組入比率については固定的とするあるものをいいます。	旨の記載が 変質産を投資 変更を行うらい 回決算する 回決算する
固定型 対象とし、組入比率については固定的とするあるものをいいます。 資産配分	旨の記載が 変質産を投資 変更を行うらい 回決算する 回決算する
あるものをいいます。 資産配分 日論見書または投資信託約款において、複数 対象とし、組入比率については、機動的な変 の記載があるものもしくは固定的とする旨の ものをいいます。 日論見書または投資信託約款において、年 1 旨の記載があるものをいいます。 年 2 回 日論見書または投資信託約款において、年 2 日論見書または投資信託約款において、年 4 目論見書または投資信託約款において、年 4 目論見書または投資信託約款において、年 4 日論見書または投資信託約款において、年 5 の記載があるものをいいます。 年 6 回 (隔月) 日論見書または投資信託約款において、年 6 日論見書または投資信託約款において、年 6 日論見書または投資信託約款において、年 1 決算する旨の記載があるものをいいます。	な資産を投資で更を行う旨の記載がない 回決算する 回決算する
資産配分	変更を行う旨 の記載がない 回決算する 回決算する
変更型 対象とし、組入比率については、機動的な変の記載があるものもしくは固定的とする旨のものをいいます。	変更を行う旨 の記載がない 回決算する 回決算する
の記載があるものもしくは固定的とする旨の。 ものをいいます。	回決算する回決算する
決算頻度ものをいいます。年1回目論見書または投資信託約款において、年1台の記載があるものをいいます。年2回目論見書または投資信託約款において、年2台の記載があるものをいいます。年4回目論見書または投資信託約款において、年4台の記載があるものをいいます。年6回(隔月)目論見書または投資信託約款において、年6台の記載があるものをいいます。年12回(毎月)目論見書または投資信託約款において、年15次算する旨の記載があるものをいいます。	回決算する
決算頻度	回決算する
旨の記載があるものをいいます。	回決算する
旨の記載があるものをいいます。	回決算する
年2回目論見書または投資信託約款において、年2 旨の記載があるものをいいます。年4回目論見書または投資信託約款において、年4 旨の記載があるものをいいます。年6回(隔月)目論見書または投資信託約款において、年6 旨の記載があるものをいいます。年12回(毎月)目論見書または投資信託約款において、年12 決算する旨の記載があるものをいいます。	
旨の記載があるものをいいます。	
年4回目論見書または投資信託約款において、年4旨の記載があるものをいいます。年6回(隔月)目論見書または投資信託約款において、年6旨の記載があるものをいいます。年12回(毎月)目論見書または投資信託約款において、年12決算する旨の記載があるものをいいます。	
旨の記載があるものをいいます。 年6回(隔月) 目論見書または投資信託約款において、年6 旨の記載があるものをいいます。 年12回(毎月) 目論見書または投資信託約款において、年12 決算する旨の記載があるものをいいます。	」回注賞する
年6回(隔月) 目論見書または投資信託約款において、年6 旨の記載があるものをいいます。 年12回(毎月) 目論見書または投資信託約款において、年12 決算する旨の記載があるものをいいます。	四八井りる
旨の記載があるものをいいます。 年12回(毎月) 目論見書または投資信託約款において、年12 決算する旨の記載があるものをいいます。	同法管する
年12回(毎月) 目論見書または投資信託約款において、年12 決算する旨の記載があるものをいいます。	四次昇9の
決算する旨の記載があるものをいいます。	
	<u>{</u> 四(毋月)
日々 目論見書または投資信託約款において、日々	゙決算する旨
の記載があるものをいいます。	
その他 上記属性にあてはまらない全てのものをいい	ます。
投資対象 グローバル 目論見書または投資信託約款において、組入	資産による
地域 投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載	があるもの
をいいます。	
日本 目論見書または投資信託約款において、組入	資産による
投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載	
「放貨状血が日本の資産を膨胀とする目の配量をいいます。	
北米 目論見書または投資信託約款において、組入	姿彦に トス
投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の よのたいいまま	心に悪いのの
ものをいいます。	\mathrea = 1 = 1 = 1
欧州 目論見書または投資信託約款において、組入	
投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の)記載がある
ものをいいます。	
アジア 目論見書または投資信託約款において、組入	
投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源	泉とする旨
の記載があるものをいいます。	
オセアニア 目論見書または投資信託約款において、組入	資産による
投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とす	
があるものをいいます。	
中南米 目論見書または投資信託約款において、組入	
	る旨の記載
地名 大が山南米地域の姿みを頂向レオス	る旨の記載
投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨 るものをいいます。	る旨の記載

日論見書または投資信託的款において、組入資産による 投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載が あるものをいいます。	1		有価証券届出書(内国投資
中近東(中東) 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 エマージング 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする目の記載があるものをいいます。目論見書または投資信託約款において、顆投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを終きます。)を投資対象として投資するものをいいます。 ファンド・オブ・ 一般社団法人投資信託協会の「投資信託等の運用に関する規則、第2条に規定されるファンド・オブ・ファンズをいいます。とはいます。とはいます。といいます。といいます。といいます。といいます。といいます。といいます。といいます。といいます。といいます。といいます。といいます。といいます。なし 目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。 「ロール・イン・ファンズをいいます。」を投資信託約款において、表替のヘッジを行う自の記載がないものをいいます。といます。といます。といます。といます。といます。といます。といます。		アフリカ	
中近東(中東) 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする目の記載があるものをいいます。目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものをきます。)を投資対象として投資するものをいいます。 一般社団法人投資信託約款において、規投資信託の表別・投資信託のでの投資信託の運用に関する規則・第2条に規定されるファンド・オブ・ファンズをいいます。			投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載が
接資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 エマージング 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 日論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。 ファンド・オブ・ 一般社団法人投資信託協会の「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定されるファンド・オブ・ファンズをいいます。 あり 目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジをいいます。 なし 目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。 なし 目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。 TOPIX 目論見書または投資信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。 TOPIX 目論見書または投資信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。 その他 上記指数にあてはまらない全てのものをいいます。 その他 上記指数にあてはまらない全でのものをいいます。 その他 上記指数にあてはまらない全でのものをいいます。 その他 上記指数にあてはまらない全でのものをいいます。 日論見書または投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積を行うとともに連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいいます。 日論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、収益分配金等)や信託終了口等が、明示的な指標等の同記載があるものをいいます。 ロング・ショート型 /絶対収益追求型 「治験見書または投資信託約款において、特定の市場に左づショート戦略により収益の追求を目指す旨否してング・ショート戦略により収益の追求を目指す目否し記載があるものをいいます。 日論見書または投資信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは			あるものをいいます。
スマージング 目論見書法には投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 目論見書または投資信託約款において、親投資信託		中近東(中東)	目論見書または投資信託約款において、組入資産による
エマージング 目論見書または投資信託約款において、組入資産による 投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の 資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。			投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があ
エマージング 目論見書または投資信託約款において、組入資産による 投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の 資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。			るものをいいます。
投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の 資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 日論見書または投資信託約款において、親投資信託 (ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。 一般社団法人投資信託給会の「投資信託等の運用に関する規則、第2条に規定されるファンド・オブ・ファンズをいいます。 日論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。 なし 日論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。 日論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。 日論見書または投資信託約款において、日経225 世勤する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。 アクア エロー 日論見書または投資信託約款において、TOPIX 目論見書または投資信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。 アクル・ベア型 日論見書または投資信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。 日論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、会権に対して、は逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいいます。 保付運用型 日論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、会権に終了日等がよりにはます。 保付運用型 日論見書または投資信託約款において、特定のも場によって決定される目前の記載があるものをいいます。 日論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨若しくは同ング・ショート戦略により収益の追求を目指す目の記載があるものをいいます。 その他型 日論見書または投資信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは		エマージング	· · ·
資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 投資形態			
接資形態 ファミリーファンド 目論見書または投資信託約款において、親投資信託 (ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるのを除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。 一般社団法人投資信託約款において、為替のフルヘッジをいいます。 日論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があいまれて、為替のヘッジを行う旨の記載があいまれて、為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。 日経225 目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。			
(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。 ファンド・オブ・ファンズ をいいます。 一般社団法人投資信託協会の「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定されるファンド・オブ・ファンズをいいます。 為替	投資 形能	ファミリーファンド	
きます。)を投資対象として投資するものをいいます。	汉兵//恣		
ファンド・オブ・ファンズ			
ファンズ る規則」第2条に規定されるファンド・オブ・ファンズをいいます。 日論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。 日論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。 日経225		フーン・ド・ナブ	·
為替 ヘッジ あり 目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。 なし 目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。 対象イン デックス 日経225 目論見書または投資信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。 TOPIX 目論見書または投資信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。 その他 上記指数にあてはまらない全てのものをいいます。 特殊型 ブル・ペア型 目論見書または投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいいます。 条件付運用型 目論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。 ロング・ショート型 /絶対収益追求型 目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨をいるするものをいいます。 ロング・ショート型 /絶対収益追求型 目論見書または投資信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは		1	
為替 ヘッジ あり 目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。 なし 目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。 対象インデックス 日経225 目論見書または投資信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。 TOPIX 目論見書または投資信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。 その他 上記指数にあてはまらない全てのものをいいます。 特殊型 ブル・ペア型 目論見書または投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動をいいます。 条件付運用型 目論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいます。 ロング・ショート型/絶対収益追求型 日論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨者しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨者しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨者しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいます。 その他型 目論見書または投資信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは		ファンス	
	¥- ++		
おし 日論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う		あり	
なし 目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う	ヘッジ		
行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う 旨の記載がないものをいいます。 日経225 目論見書または投資信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。 TOPIX 目論見書または投資信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。 との他 上記指数にあてはまらない全てのものをいいます。 日論見書または投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいいます。 条件付運用型 目論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。 ロング・ショート型 /絶対収益追求型 日論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。 その他型 目論見書または投資信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは			
		なし	
対象イン デックス 日経225 目論見書または投資信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。 TOPIX 目論見書または投資信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。 その他 上記指数にあてはまらない全てのものをいいます。 日論見書または投資信託約款において、返生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいいます。 条件付運用型 目論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。 コング・ショート型/絶対収益追求型 目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。 その他型 目論見書または投資信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは			
# または投資信託約款において、TOPIX 目論見書または投資信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。 その他			
す。	対象イン	日経225	目論見書または投資信託約款において、日経225に連
TOPIX	デックス		動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいま
動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。 その他 上記指数にあてはまらない全てのものをいいます。 特殊型 ブル・ベア型 目論見書または投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいいます。 日論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。 ロング・ショート型			す。
す。 その他		TOPIX	目論見書または投資信託約款において、TOPIXに連
その他 上記指数にあてはまらない全てのものをいいます。			動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいま
その他 上記指数にあてはまらない全てのものをいいます。			す。
特殊型 ブル・ベア型 目論見書または投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいいます。 目論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。 ロング・ショート型 / 絶対収益追求型 目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。 その他型 目論見書または投資信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは		その他	上記指数にあてはまらない全てのものをいいます。
ジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいいます。 条件付運用型 「自論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。 「ロング・ショート型 「絶対収益追求型 「絶対収益追求型 「自論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。 その他型 「自論見書または投資信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは	特殊型		
数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいいます。 条件付運用型 目論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。 ロング・ショート型 / 絶対収益追求型 目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。 その他型 目論見書または投資信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは	137//		
くは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいいます。 条件付運用型 目論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。 ロング・ショート型 / 絶対収益追求型 目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。 その他型 目論見書または投資信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは			
います。			
条件付運用型 目論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。 日論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。 その他型 目論見書または投資信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは			
またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。 ロング・ショート型		冬件付海田刑	
する投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。 ロング・ショート型 目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。 その他型 目論見書または投資信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは			
信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる ー定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。 ロング・ショート型 目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左 イ絶対収益追求型 右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載がある ものをいいます。 その他型 目論見書または投資信託約款において、上記特殊型に掲 げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは			
ー定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。 ロング・ショート型 目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左 / 絶対収益追求型			
います。 ロング・ショート型 目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左 / 絶対収益追求型 右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載がある ものをいいます。 その他型 目論見書または投資信託約款において、上記特殊型に掲 げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは			
ロング・ショート型 目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左 / 絶対収益追求型 右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。 日論見書または投資信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは			
/ 絶対収益追求型 右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。 その他型 目論見書または投資信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは			· -
ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載がある ものをいいます。 その他型 目論見書または投資信託約款において、上記特殊型に掲 げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは			
ものをいいます。		/ 絶对似益追求型	
その他型 目論見書または投資信託約款において、上記特殊型に掲 げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは			
げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは			· -
		その他型	
運用手法の記載があるものをいいます。			
			運用手法の記載があるものをいいます。

属性区分の定義は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」をもとに委託会社が作成 しております。

信託金の限度額

当ファンドの信託金限度額は、信託約款の定めにより5,000億円となっています。ただし、受託会社 と合意のうえ、変更することができます。

ファンドの特色



日本を除く世界の株式等の中から、「モノポリー企業」の株式等に投 資します。

※DR(預託証書)、REIT(不動産投資信託証券)に投資する場合があります。

DRとは、ある国の企業が自国以外の国で株式を流通させる場合に、株式そのものは銀行等に預託して、その代替として発行し、上場された証書です。株式と同様に、金融商品取引所等で取引されます。

ファンドにおけるモノポリー企業とは

高い参入障壁等により、一定の地域においてモノ・サービス等を独占・寡占していると判断する企 業をいいます。

2

銘柄選定にあたっては、持続可能な競争優位性を持つと判断される 銘柄を選別します。

3

モノポリー企業の株式等の実質的な運用は、「マゼラン・アセット・マネ ジメント・リミテッド」が行います。

マゼラン・アセット・マネジメント・リミテッド

- 2006年、オーストラリアのシドニーにマゼラン・アセット・マネジメント・リミテッド設立。
- 2007年、グローバル上場インフラ株式運用およびグローバル株式運用を開始。
- 経験豊富な運用チームが、徹底した企業調査を行います。

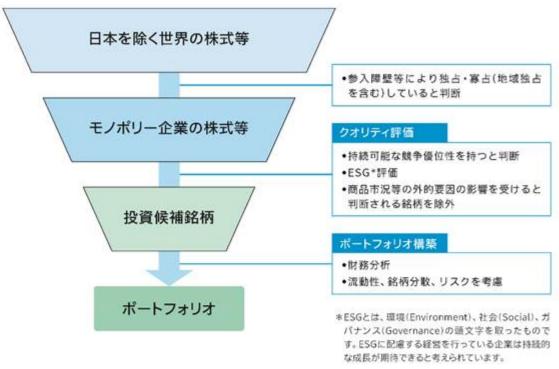


外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

次ページへ続く

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

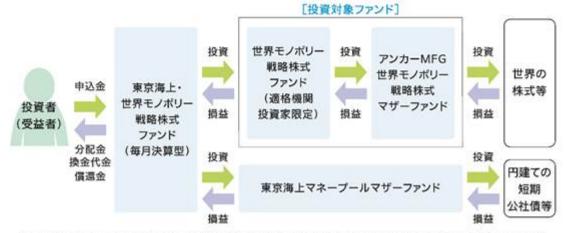
運用プロセス



※ 上記の運用プロセスは、本書作成日時点のものであり、予告なく変更となる場合があります。

ファンドの仕組み

ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。



※「ファンド・オブ・ファンズ方式」とは、複数の投資信託証券への投資を通じて、実質的な投資対象へ投資を行う方式です。

次ページへ続く

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限

株	式	株式への直接投資は行いません。	
外貨到	建資産	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。	

分配方針

◎毎月決算を行います。

• 毎月15日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として次の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額と します。

収益分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。

《イメージ図》

決算	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
分配	ă	ă	ă	ă	ă	ă	ă	ă	ă	ă	ă	ă

①上図はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について、示唆・保証するものではありません。 実際の分配金額は適用実績に応じて決定されます。

次ページへ続く

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

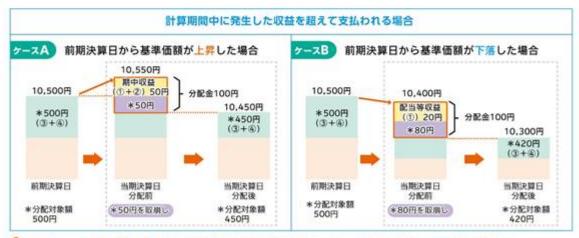
収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
 - ※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。 分配対象額とは、

①配当等収益(経費控除後) ②評価益を含む売買益(経費控除後) ③分配準備積立金 ④収益調整金 です。



- 上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。
 - 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払 戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値 上がりが小さかった場合も同様です。



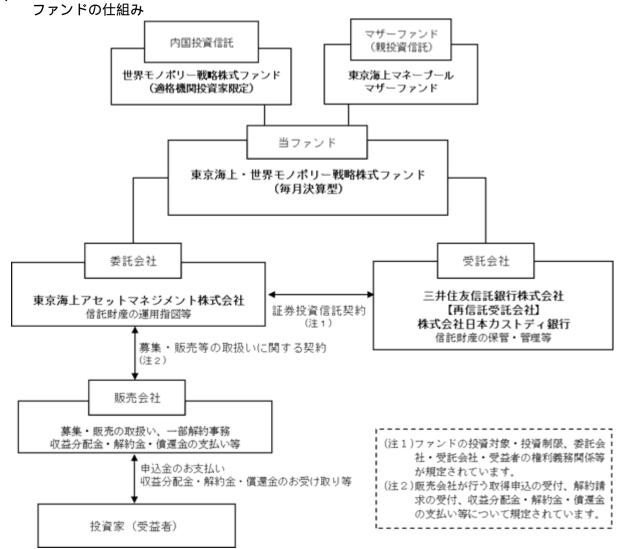
普通分配金 銀別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金) 個別元本を下図る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

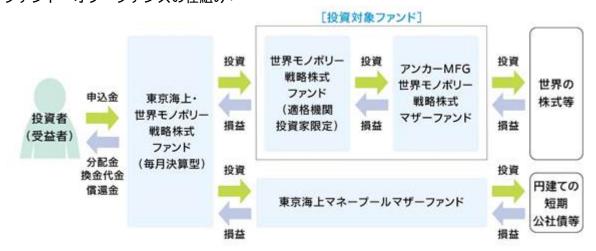
(2)【ファンドの沿革】

2020年3月13日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】



<ファンド・オブ・ファンズの仕組み>



委託会社の概況

- ・名称 東京海上アセットマネジメント株式会社
- ・資本金の額 20億円(2025年7月末日現在)
- ・会社の沿革
 - 1985年12月 東京海上グループ (現:東京海上日動グループ)等の出資により、資産運用 ビジネスの戦略的位置付けで、東京海上エム・シー投資顧問株式会社の社名 にて資本金 2 億円で設立
 - 1987年2月 投資顧問業者として登録
 - 同年6月 投資一任業務認可取得
 - 1991年4月 国内および海外年金の運用受託を開始
 - 1998年 5月 東京海上アセットマネジメント投信株式会社に社名変更し、投資信託法上の 委託会社としての免許取得
 - 2007年9月 金融商品取引業者として登録
 - 2014年4月 東京海上アセットマネジメント株式会社に社名変更
 - 2016年10月 東京海上不動産投資顧問株式会社と合併

・大株主の状況(2025年7月末日現在)

株主名	住所	所有株数	所有比率
東京海上ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	38,300株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

1.基本方針

当ファンドは、信託財産の成長をめざして運用を行います。

- 2. 運用方法
- (1) 主要投資対象

主に有価証券に投資する以下の投資信託証券(マザーファンドの受益証券を含みます。)を主要投資対象とします。

内国投資信託「世界モノポリー戦略株式ファンド(適格機関投資家限定)」

(以下「世界モノポリー戦略株式ファンド」といいます。)

親投資信託「東京海上マネープールマザーファンド」

(2) 投資態度

主として、「世界モノポリー戦略株式ファンド」への投資を通じて、日本を除く世界の取引所上場株式等(DR(預託証券)および不動産投資信託証券(一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。)を含みます。)に投資し、信託財産の成長をめざします。

「世界モノポリー戦略株式ファンド」の運用にあたっては、以下の方針とします。

- イ.日本を除く世界の株式等の中からモノポリー企業(モノやサービス等を独占・寡占(地域独占を含む)していると判断する企業)の株式等に投資します。
- 口.銘柄選定にあたっては、持続可能な競争優位性を持つと判断される銘柄を選別します。

ハ.原則として為替ヘッジを行いません。

当ファンドは、「世界モノポリー戦略株式ファンド」と「東京海上マネープールマザーファンド」に 投資するファンド・オブ・ファンズです。通常の状態で、「世界モノポリー戦略株式ファンド」への 投資割合を高位に維持することを基本とします。

資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

- 1. 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - (1) 次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条で定めるものをいいます。 以下同じ。)

有価証券

金銭債権(に掲げるものに該当するものを除きます。)

約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)

(2) 次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

- 2. 委託会社は、信託金を、主として次の(1)および(2)に掲げる投資信託証券ならびに(3)から(6)に掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。
 - (1) 内国投資信託「世界モノポリー戦略株式ファンド(適格機関投資家限定)」
 - (2) 親投資信託「東京海上マネープールマザーファンド」
 - (3) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 - (4) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記(3)の証券の性質を有するもの
 - (5) 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
 - (6) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、上記(5)の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。

- 3. 委託会社は、信託金を、上記2. に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
 - (1) 預金
 - (2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - (3) コール・ローン
 - (4) 手形割引市場において売買される手形

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

4.上記2.の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託 会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、上記3.に掲げる金融商品により運用する ことの指図ができます。

<参考情報>当ファンドが投資対象とする投資信託証券について

以下は、当ファンドが投資対象とする投資信託証券の概要について記載したものであり、これら投資信 託の関係法人等により内容が変更となる場合があります。

就の関係法人寺	により内容が変更となる場合があります。
	世界モノポリー戦略株式ファンド(適格機関投資家限定)
形態	追加型株式投資信託
	アンカーMFG世界モノポリー戦略株式マザーファンド(以下「マザーファンド」) <マザーファンドの投資対象 >
主要投資対象	
	海外の金融商品取引所に上場している企業の株式等
	リート(不動産投資信託証券)やDR(預託証券)、その他の証券を含みます。
	1.主として、マザーファンドの受益証券に投資することにより、信託財産の成長 をめざして運用を行うことを基本とします。
	2.マザーファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。
	2. マダーファントの支血血がの超大に平は、原則として高値を維持しよす。 3. 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
	4. 資金動向、市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合がありま
	す。
	5. 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみに取得させることを目的とする
	ものです。
	<マザーファンドの投資態度>
運用方針	1.主として日本を除く世界の株式等の中から、モノポリー企業(モノやサービス
	等を独占・寡占(地域独占含む)していると判断する企業)の株式等を投資対象
	とします。
	2.銘柄選定に関しては、持続可能な競争優位性を持つと判断される銘柄を選別し ます。
	4. 資金動向、市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合がありま
	す。
	5. モノポリー株式等の運用は、マゼラン・アセット・マネジメント・リミテッド
	に運用指図に関する権限を一部委託します。
	1.マザーファンドの受益証券への投資割合には制限を設けません。
	2.株式等 への直接投資は、原則として行いません。
	リート(不動産投資信託証券)やDR(預託証券)、その他の証券を含みます。以下同
	し。 3.外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外に
+ +>	3. 外国為省 ア約取引は、為省相場の复動により主じるり入りを減じる自的以外に は利用しません。
主な 投資制限	4.マザーファンドを通じて行う一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に
投具削限	係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等
	エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞ
	れ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合
	には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。
	5.マザーファンドを通じて行う投資信託証券(上場投資信託は除きます。)への
	投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 収益分配金額は、分配対象額の範囲(経費控除後の配当等収益および売買益(評価
 収益分配	収益分配金額は、分配対象額の範囲(経賃控除後の配当等収益がよび売員益(評価 益を含む)等の全額)内で委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定し
以血刀配	温を含む)等の主領)内で安託会社が基準価額が準、市が動向等を勘案して決定し ます。但し、必ず分配を行うものではありません。
信託設定日	2020年3月16日(月曜日)
信託期間	無期限
決算日	年4回 毎年3月、6月、9月、12月の月末日(休業日の場合は翌営業日)
	委託者報酬:年0.6600%(税抜 年0.6000%)
	受託・販売報酬:年0.0165%
	(税抜 受託者報酬 年0.0140%、販社報酬 年0.0010%)
 信託報酬等	計:年0.6765%(税抜年0.6150%)
C INDALORES	この他、有価証券の売買に際に発生する売買委託手数料等が信託財産から支払われ
	ます。
	これらの費用・手数料等は、ファンドの残高等により変動するため、事前に料率、
	上限額等を表示することができません。

有価証券届出書 (内国投資信託受益証券)

	委託会社	ノーザン・トラスト・グローバル・インベストメンツ株式会社
ファンドの	受託会社	三井住友信託銀行株式会社
主な関係法人	マザーファンド	マゼラン・アセット・マネジメント・リミテッド
	の投資顧問会社	マセング・アセッド・マネシスグド・リミアッド
ベンチマーク	特になし。	

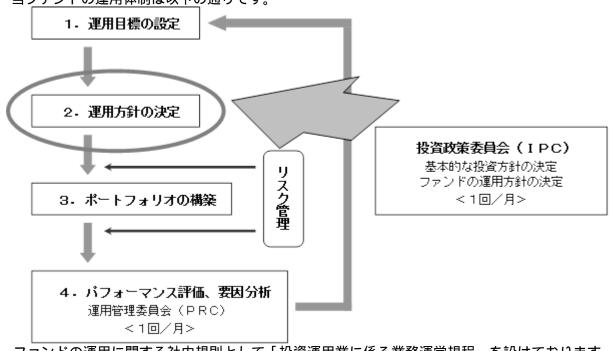
東京海上マネープールマザーファンド				
形態	親投資信託			
運用方針	円建て短期公社債およびコマーシャル・ペーパーを主要投資対象とし、安定した 収益の確保をめざして安定運用を行います。			
主な投資制限	・株式への投資は、行いません。 ・外貨建資産への投資は、円貨で約定し円貨で決済するもの(為替リスクの生じないもの)に限ります。 ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。			
収益分配	無分配			
決算日	原則として毎年10月25日			
信託報酬等	信託報酬はかかりません。有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等が信託財産から支払われます。			
委託会社	東京海上アセットマネジメント株式会社			
受託銀行	三井住友信託銀行株式会社			

資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(3)【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りです。



ファンドの運用に関する社内規則として「投資運用業に係る業務運営規程」を設けております。

運用におけるリスク管理は、運用リスク管理部門(10名程度)による法令・運用ガイドライン等の遵守状況のチェックや運用リスク項目のチェック等が随時実施され、担当運用部へフィードバックされるとともに、原則として月1回開催される運用管理委員会(運用リスク管理部門担当役員を委員長に、運用・営業・商品企画などファンド運用に関係する各部長が参加)において投資行動の評価が行われます。(リスク管理についての詳細は、「3投資リスク」の「3.管理体制」をご参照ください)

この運用管理委員会での評価もふまえて、投資政策委員会(運用本部長を委員長とし、各運用部長が 参加)において運用方針を決定し、より質の高い運用体制の維持・向上を目指します。

また、受託銀行等の管理については、関連部署において、受託銀行業務等に関する「内部統制の整備 及び運用状況報告書」の入手・検証、現地モニタリング等を通じて実施しております。

(上記の体制や人員等については、2025年7月末日現在)

(4)【分配方針】

毎決算時に、原則として次の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等 の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。

収益の分配に充当せず、信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づいて運用を 行います。

(5)【投資制限】

運用の基本方針に基づく制限(約款別紙「運用の基本方針」)

- a.株式への直接投資は行いません。
- b.外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- c. 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- d.同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。 公社債の借入(約款)
- a.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入の指図をすることができます。 なお、当該公社債の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行 うものとします。
- b.上記a.の借入の指図は、当該借入にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行った。
- c.信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の借入にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産 総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社 債の一部を返還するための指図をするものとします。
- d.上記a.の借入にかかる品借料は信託財産中から支弁します。 特別な場合の外貨建有価証券への投資制限(約款)

東京海上アセットマネジメント株式会社(E06433)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引(約款)

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為 替の売買の予約を指図することができます。

信用リスク集中回避のための投資制限(約款)

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

資金の借入(約款)

- a.委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b.一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d.借入金の利息は信託財産中から支弁します。

3【投資リスク】

1.投資リスク

以下の記載は、当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券を組み入れることにより、当ファンドが間接的に 受ける実質的なリスクを含みます。

基準価額の変動要因

- ・投資する有価証券等の値動きにより基準価額は変動します。したがって、<u>投資元本は保証されている</u> ものではなく、投資元本を割り込むことがあります。
- ・運用による損益は、全て投資者に帰属します。
- ・投資信託は預貯金や保険と異なります。
- ・当ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定されます。

価格変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります(発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。)。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

REITの価格は、REITが保有する不動産の評価の下落、不動産市況に対する見通しや需給等、さまざまな要因を反映して変動します。組入証券の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

為替変動リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の 影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他 の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが 円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、投資方針に沿った 運用が困難となることがあります。

また、投資対象国・地域には新興国が含まれています。新興国を取巻く社会的・経済的環境は不透明な場合もあり、金融危機、デフォルト(債務不履行)、重大な政策変更や様々な規制の新たな導入等による投資環境の変化が、先進国への投資に比べてより大きなリスク要因となることがあります。

さらに、新興国においては市場規模が小さく流動性が低い場合があり、そのため組入資産の価格変動が大きくなることがあります。

流動性リスク

受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

2.その他の留意事項

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ) の適用はありません。

当ファンドは、大量の解約申込が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額が下落する可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等による売買等が発生した場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

当ファンドが投資対象とする「世界モノポリー戦略株式ファンド(適格機関投資家限定)」が存続 しないこととなる場合は、当ファンドを繰上償還させます。

3.管理体制

<リスク管理体制>

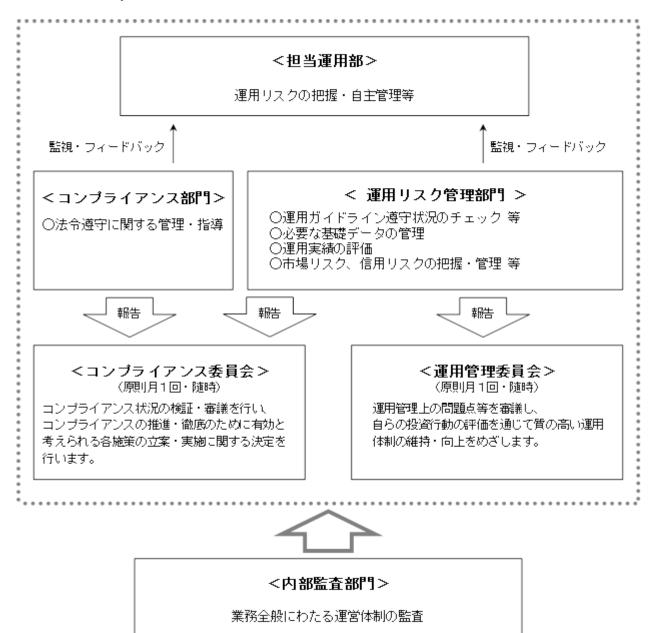
委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門 において厳格に実施される体制としています。

法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。

東京海上アセットマネジメント株式会社(E06433)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部 門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築 しております。



<流動性リスク管理>

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタ リング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。

取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督しま す。

参考情報 2020年8月~2025年7月

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

過去5年間の各月末における分配金再投資基準価額と直近 1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと代表的な資産クラスとの 騰落率の比較

ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように 作成したものです。過去5年間の各月末における直近1年間 の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。





※分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものとして計算した基準価額であり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

※年間騰落率は、税引前分配金を再投資したものとして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※ファンドは分配金再投資基準価額の年間騰落率です。税引前 分配金を再投資したものとして計算しているため、実際の基準 価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドは2021年3月以降の年間騰落率を用いています。

代表的な資産クラスと指数名

日本株 TOPIX (東証株価指数) (配当込み)

先進国株 MSCIコクサイ指数 (配当込み、円ベース)

新興国株 MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債 NOMURA-BPI (国債)

先進国債 FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

新興国賃 JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

指数について

●TOPIXの指数値およびTOPIXにかかる標準または時候は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下、JPXといいます。)の知的財産であり、指数の買出・指数値の公表、利用等TOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXにかかる構業または振感に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の背出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。ファンドは、JPXにより提供、保証または販売されるものではなく、ファンドの設定、販売および販売促進活動に図するいかなる操善に対してもJPXは責任を負いません。 ●MSCIコクサイ指数の著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指数の内容を変更する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社はファンドとは関係なく、ファンドから生じるいかなる責任も負いません。 ●MSCIコマージング・マーケット・インデックスの著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指数の内容を変更する権利さよび公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社はファンドとは関係なく、ファンドから生じるいかなる責任を向います。MSCI社はファンドとは関係なく、ファンドから生じるいかなる責任も知いません。 ●MMSCIコではの許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社はファンドとは関係なく、ファンドから生じるいかなる責任も知いすん。 ●MSCIコでは内許ないにインデックスは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証する。またデータの検測、影響または選託につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的対象者の他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。 ●FTSE Fixed Income LLCに帰属します。 ●MSCIコでインデックスに対する著作権等の知的対象者の他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。 ●MSCIコでインデックスに対する著作権等の知的対象者の他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。 ●MSCIコでインデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権。知的対象者では一切の権利は、JPMの行為のに対象を表すと述り対象を表すと述ります。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ペースとしています。

上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

発行価格に3.3%(税抜3%)を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳しくは 販売会社にお問い合わせください。申込手数料には、消費税等が含まれます。

申込手数料は、商品の説明、購入に関する事務コスト等の対価として、申込時にご負担いただくものです。

分配金再投資コースの収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

(2)【換金(解約)手数料】

換金 (解約)手数料 ありません。 信託財産留保額 ありません。

(3)【信託報酬等】

委託会社、販売会社および受託会社の信託報酬の総額は信託財産の純資産総額に対し、年率1.122% (税抜1.02%)を乗じて得た金額とし、計算期間を通じて、毎日計上します。

の信託報酬(消費税等相当額を含みます。)は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬の配分については以下の通りとします。

委託会社(税抜)*1	販売会社(税抜) ^{*2}	受託会社(税抜)*3
年率0.3%	年率0.7%	年率0.02%

- * 1 委託した資金の運用、基準価額の計算、目論見書作成等の対価
- *2 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
- *3 運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価

当ファンドの信託報酬のほかに、当ファンドが投資対象とする投資信託証券に関しても信託報酬等がかかります。投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加えた実質的な信託報酬は年率1.7985%(税抜1.635%)程度となります。(本書作成日現在)

<参考情報>当ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬(本書作成日現在)

投資信託証券の名称	信託報酬率 (年率)				
内国投資信託 「世界モノポリー戦略株式ファンド(適格機関投資家限定)」	0.6765%(税抜0.615%)				
親投資信託 「東京海上マネープールマザーファンド 」	信託報酬は ありません				

上記のほか、有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の費用が別途かかります。なお、当ファンドが上記の各投資信託証券を取得するに際しては、申込手数料はかかりません。

(4)【その他の手数料等】

信託財産の財務諸表の監査に要する費用(消費税等相当額を含みます。)は、監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用であり、毎日、純資産総額に対し、年率0.011%(税抜0.01%)を乗じて得た金額(ただし、年99万円(税抜90万円)の1日分相当額を上限とします。)を計上し、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託財産に関する租税および信託事務等に要する諸費用ならびに受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料(消費税等相当額を含みます。)、外国における資産の保管等に要する費用等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の一部解約に伴う支払資金の手当て、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当 て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中 から支弁します。

投資対象とする投資信託証券において諸費用等がかかります。

監査費用を除くその他の手数料等については実際の取引等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記(1)から(4)の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

また、当ファンドが実質的に投資するREITについては、市場の需給等により価格形成されるため、 REITの費用は表示しておりません。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として以下のような取扱いとなります。なお、税法が改正された場合は、以 下の内容が変更になることがあります。また、以下は一般的な記載に過ぎませんので、課税上の取扱い の詳細につきましては、税務専門家等にご確認ください。

<個人の受益者に対する課税>

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20.315%(所得 税15%、復興特別所得税0.315% および地方税5%)の税率による源泉徴収が行われます。申告不要 制度の適用がありますが、総合課税または申告分離課税を選択することも可能です。いずれの場合も 配当控除の適用はありません。申告分離課税を選択した場合の税率は、20.315%(所得税15%、復興 特別所得税0.315%および地方税5%)となります。収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金 のみであり、元本払戻金(特別分配金)(1)は課税されません。

2037年12月31日までの間、復興特別所得税(所得税15%×2.1%)が付加されます。

解約時および償還時の差益(解約時および償還時の価額から取得費(申込手数料(税込)を含む)を 控除した差額)は、その全額が譲渡所得等の金額とみなされ課税対象となります。譲渡所得等につい ては、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%)の税率による申告分離課税 が適用されます(特定口座(源泉徴収選択口座)での取扱いも可能です。)。

普通分配金(申告分離課税を選択したものに限ります。)ならびに解約時および償還時の損益につい ては、確定申告により、上場株式等(特定公社債および公募公社債投信を含みます。)の利子所得お よび配当所得(申告分離課税を選択したものに限ります。)ならびに譲渡所得等との間で損益通算を 行うことができます。

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の 額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得およ び譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入する等、 -定の条件に該当する方が対象となります。

当ファンドは、「NISA」の対象ではありません。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記とは異なる場合があります。

<法人の受益者に対する課税>

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の「各受益者の個別元本」 (2)超過額については、15.315%(所得税15%および復興特別所得税0.315%)の税率による源泉 徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配 金のみであり、元本払戻金(特別分配金)(1)は課税されません。 なお、益金不算入制度の適用はありません。

- (1)「元本払戻金(特別分配金)」とは、収益分配金落ち後の基準価額が各受益者の個別元本を下回る場合、 収益分配金のうち当該下回る部分に相当する額をさし、元本の一部払戻しに相当するものです。この場 合、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。
- 2)「各受益者の個別元本」とは、原則として各受益者の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申 込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均さ れ、元本払戻金(特別分配金)が支払われた際に調整されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社 で取得する場合や、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本 の算出方法が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- *上記は、2025年7月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容等が変更される場合 があります。

(参考情報)ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間(以下「当期間」といいます。)(2025年1月16日~2025年7月15日)におけるファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.79%	1.12%	0.67%

(比率は年率、表示桁数未満を四捨五入)

- ※当期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは 消費税等を含む。)を当期間の平均受益権口数に当期間の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値です。
- ※その他費用には、投資先ファンドにかかる費用が含まれています。
- ※投資先ファンドの費用について、計上された期間が異なる場合があります。
- ※入手し得る情報において計算に含まれていない費用はありません。
- ※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
- ※詳細につきましては、当期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

以下は2025年7月31日現在の運用状況です。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

/			
資産の種類	地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	59,542,892,478	96.88
親投資信託受益証券	日本	1,002,890	0.00
コール・ローン等、その他の資		1,913,960,316	3.11
合計(純資産総	額)	61,457,855,684	100.00

(ご参考:親投資信託の投資状況)

当ファンドが主要投資対象とする親投資信託の投資状況は以下の通りです。

東京海上マネープールマザーファンド

資産の種類	地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	7,995,980	69.55
コール・ローン等、その他の資	3,499,303	30.44	
合計(純資産総	11,495,283	100.00	

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a.主要銘柄の明細

	×24113 ** · /3///								
順	順	地域	種類	口数	ф	長簿価額		投資比率	
位	位		新州古 地域 性 規 口效		単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	(%)
1	世界モノポリー戦略株式ファンド (適格機関投資家限定)	日本	投資信託 受益証券	27,469,501,974	2.1354	58,660,214,762	2.1676	59,542,892,478	96.88
2	東京海上マネープールマザー ファンド	日本	親投資信託 受益証券	996,711	1.0061	1,002,790	1.0062	1,002,890	0.00

b. 投資有価証券の種類

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	96.88
親投資信託受益証券	0.00
合 計	96.88

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】 該当事項はありません。 (ご参考:親投資信託の投資資産)

投資有価証券の主要銘柄

a.主要銘柄の明細

東京海上マネープールマザーファンド

							. =				+17.2/27			
順	順					4T WT			****	帳簿価額		評価額		投資
位	銘柄名	地域	種類	利率	償還期限	額面					比率			
12								単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	(%)		
1	第1251回国庫短期証券	日本	国債証券	-	2025/08/20	4,000,000	99.91	3,996,452	99.97	3,999,124	34.78			
2	第1316回国庫短期証券	日本	国債証券	-	2025/10/06	4,000,000	99.90	3,996,092	99.92	3,996,856	34.76			

b. 投資有価証券の種類

東京海上マネープールマザーファンド

種類	投資比率(%)
国債証券	69.55
合 計	69.55

投資不動産物件 東京海上マネープールマザーファンド 該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの 東京海上マネープールマザーファンド 該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

【純資産の推移】					
期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第1特定期間末	(2020年 7月15日)	1,213	1,215	1.1756	1.1776
第2特定期間末	(2021年 1月15日)	1,243	1,256	1.1923	1.2043
第3特定期間末	(2021年 7月15日)	1,393	1,406	1.3559	1.3679
第4特定期間末	(2022年 1月17日)	1,537	1,565	1.4252	1.4522
第5特定期間末	(2022年7月15日)	9,862	10,007	1.5972	1.6522
第6特定期間末	(2023年 1月16日)	25,605	26,743	1.4061	1.4911
第7特定期間末	(2023年 7月18日)	48,907	51,316	1.4029	1.4929
第8特定期間末	(2024年 1月15日)	55,638	59,229	1.3623	1.4523
第9特定期間末	(2024年 7月16日)	50,801	54,250	1.4047	1.4947
第10特定期間末	(2025年 1月15日)	48,205	51,446	1.3158	1.4058
第11特定期間末	(2025年7月15日)	58,388	61,921	1.3610	1.4510
2024年	F 7月末日	49,902		1.3877	
8,	月末日	48,225		1.3505	
9,	月末日	48,746		1.3709	
10	月末日	49,670		1.4014	
11	月末日	50,676		1.3904	
	月末日	50,073		1.3662	
2025年	手 1月末日	49,517		1.3365	
2,	月末日	49,140		1.3128	
3,	月末日	51,088		1.3488	

		有価証券届出書(内国投資信託受益証券)
4月末日	51,679	1.3414
5月末日	53,584	1.3447
6月末日	56,341	1.3460
7月末日	61,457	1.3806

⁽注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間中の分配金累計額を加算した金額です。

【分配の推移】

1.万能の推修 1		
期	計算期間	1口当たりの分配金(円)
第1特定期間	2020年 3月13日~2020年 7月15日	0.0020
第2特定期間	2020年 7月16日~2021年 1月15日	0.0120
第3特定期間	2021年 1月16日~2021年 7月15日	0.0120
第4特定期間	2021年 7月16日~2022年 1月17日	0.0270
第5特定期間	2022年 1月18日~2022年 7月15日	0.0550
第6特定期間	2022年 7月16日~2023年 1月16日	0.0850
第7特定期間	2023年 1月17日~2023年 7月18日	0.0900
第8特定期間	2023年 7月19日~2024年 1月15日	0.0900
第9特定期間	2024年 1月16日~2024年 7月16日	0.0900
第10特定期間	2024年 7月17日~2025年 1月15日	0.0900
第11特定期間	2025年 1月16日~2025年 7月15日	0.0900
第6特定期間 第7特定期間 第8特定期間 第9特定期間 第10特定期間	2022年 7月16日~2023年 1月16日 2023年 1月17日~2023年 7月18日 2023年 7月19日~2024年 1月15日 2024年 1月16日~2024年 7月16日 2024年 7月17日~2025年 1月15日	(

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率(%)(分配付)
第1特定期間	2020年 3月13日~2020年 7月15日	17.8
第2特定期間	2020年 7月16日~2021年 1月15日	2.4
第3特定期間	2021年 1月16日~2021年 7月15日	14.7
第4特定期間	2021年 7月16日~2022年 1月17日	7.1
第5特定期間	2022年 1月18日~2022年 7月15日	15.9
第6特定期間	2022年 7月16日~2023年 1月16日	6.6
第7特定期間	2023年 1月17日~2023年 7月18日	6.2
第8特定期間	2023年 7月19日~2024年 1月15日	3.5
第9特定期間	2024年 1月16日~2024年 7月16日	9.7
第10特定期間	2024年 7月17日~2025年 1月15日	0.1
第11特定期間	2025年 1月16日~2025年 7月15日	10.3

⁽注)収益率とは、特定期間末の基準価額(分配付)から、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落。以下、「前特定期間末基準価額」といいます。)を控除した額を前特定期間末基準価額で除した数値に100を乗じた数値です。

(4)【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第1特定期間	2020年 3月13日~2020年 7月15日	1,032,671,829	94,607	1,032,577,222
第2特定期間	2020年 7月16日~2021年 1月15日	17,147,552	6,652,892	1,043,071,882
第3特定期間	2021年 1月16日~2021年 7月15日	8,426,537	23,653,811	1,027,844,608
第4特定期間	2021年 7月16日~2022年 1月17日	68,450,194	17,275,430	1,079,019,372
第5特定期間	2022年 1月18日~2022年 7月15日	5,155,644,499	60,120,684	6,174,543,187
第6特定期間	2022年 7月16日~2023年 1月16日	12,655,691,304	619,682,489	18,210,552,002
第7特定期間	2023年 1月17日~2023年 7月18日	18,712,226,412	2,060,024,595	34,862,753,819

EDINET提出書類

東京海上アセットマネジメント株式会社(E06433)

-有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

				<u> </u>
第8特定期間	2023年 7月19日~2024年 1月15日	9,649,272,466	3,670,881,226	40,841,145,059
第9特定期間	2024年 1月16日~2024年 7月16日	4,127,255,511	8,804,202,054	36,164,198,516
第10特定期間	2024年 7月17日~2025年 1月15日	4,736,441,649	4,264,683,343	36,635,956,822
第11特定期間	2025年 1月16日~2025年 7月15日	9,359,328,159	3,093,598,022	42,901,686,959

<参考情報>

基準日: 2025年7月31日

基準価額・純資産の推移



※基準価額は信託報酬控除後のものです。後述の信託報酬に関する記載をご覧ください。 ※基準価額は1万口当たりで表示しています。 ※設定日は2020年3月13日です。

分配の推移

(1万口当たり、税引前)

決算期	分配金	決算期	分配金
2024/08	150円	2025/03	150円
2024/09	150円	2025/04	150円
2024/10	150円	2025/05	150円
2024/11	150円	2025/06	150円
2024/12	150円	2025/07	150円
2025/01	150円	SOUTH BUILD	6 4 DOM
2025/02	150円	設定来累計	6,430円

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

主要な資産の状況

● 資産構成

資産	比率
世界モノポリー戦略株式ファンド (適格機関投資家限定)	96.9%
東京海上マネーブールマザーファンド	0.0%
短期金融資産等	3.1%
合計	100.0%

※比率は純資産総額に占める割合です。

※短期金融資産等は、組入投資信託証券以外のものです。

次ページへ続く

- ・最新の運用実績は、委託会社のホームページでご確認いただけます。
- ・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

基準日:2025年7月31日

世界モノポリー戦略株式ファンド(適格機関投資家限定)の資産状況

「世界モノポリー戦略株式ファンド(適格機関投資家限定)」はファミリーファンド方式により運用を行っており、「アンカーMFG世界モノポリー戦略株式マザーファンド」の資産の状況を記載しています。

「アンカーMFG世界モノポリー戦略株式マザーファンド」においてモノポリー企業の株式等の実質的な運用は、「マゼラン・アセット・マネジメント・リミテッド」に委託します。

※比率は、純資産総額に占める割合です。

※業種は、マゼラン・アセット・マネジメント・リミテッドによる分類です。

※ノーザン・トラスト・グローバル・インベストメンツ株式会社の提供するデータを基に作成しています。

資産構成

資産	比率
株式	97.3%
短期金融資産等	2.7%
合計	100.0%

※株式にはDR(預託証書)、REIT (不動産投資信託証券)を含む場合があります。

※短期金融資産等は、組入有価証 券以外のものです。

● 組入上位10カ国・地域

	国・地域	比率
1	アメリカ	39.6%
2	カナダ	14.1%
3	スペイン	10.6%
4	イギリス	7.9%
5	イタリア	5.4%
6	フランス	4.9%
7	オーストラリア	4.7%
8	メキシコ	3.2%
9	ニュージーランド	1.5%
10	香港	1.3%

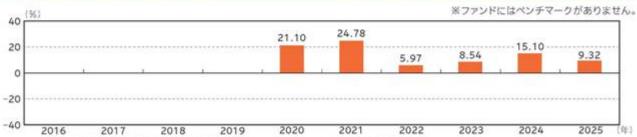
● 組入上位10業種

	業種	比率
1	総合電力	26.5%
2	送配電	20.3%
3	有料道路	11.7%
4	空港	9,1%
5	エネルギー・インフラ	8.2%
6	通信	7.9%
7	ガス	6.6%
8	水道	6.0%
9	社会インフラ	1.1%
10	A CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR	1,000,000

■ 組入上位10銘柄

組入銘柄数:92銘柄 国・地域 業種 比率 フォーティス カナダ 送配電 3.0% 2.9% 空港·航空管制公団(AENA) スペイン 李港 2 3 ナショナル・グリッド イギリス 送配電 2.9% エネルギー・インフラ 4 TCエナジー カナダ 2.9% パンシ フランス 有料道路 2.9% 5 フェロビアル スペイン 有料道路 2.9% 6 エンブリッジ カナダ エネルギー・インフラ 2.8% トランスアーバン・グループ 有料道路 オーストラリア 2.8% 8 9 セルネックス・テレコム スペイン 通信 2.7% 10 テルナ イタリア 送配電 2.2%

年間収益率の推移



※ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資したものとして計算しており、設定日以降を表示しています。

※設定年は設定時と年末の騰落率です。当年は昨年末と基準日の騰落率です。

- ・最新の運用実績は、委託会社のホームページでご確認いただけます。
- ・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

- a. 毎営業日にお申込みを受け付けます。ただし、お申込み日が以下に該当する日には、取得のお申込みの受付を行いません。
 - ・ニューヨーク証券取引所の休業日(日本の休業日を除きます。)の前営業日
- b.申込方法には、収益分配金の受取方法によって、以下の2種類のコースがあります。

分配金受取りコース	分配金を受け取るコースです。	
分配金再投資コース	分配金が税引き後、自動的に無手数料で再投資されるコースです。	

- c.販売会社やお申込みのコース等によって申込単位は異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。なお、分配金再投資コースにおける収益分配金の再投資に際しては、1口単位で取得することができます。
- d.取得申込の受付は、原則として午後3時30分までに、販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。受付時間を過ぎてからのお申込みについては翌営業日受付の取扱いとなります。なお、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- e. 受益権の取得申込価額は以下の通りです。

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

基準価額は原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに問い合わせることにより知ることができます。

委託会社サービスデスク

東京海上アセットマネジメント サービスデスク

0120-712-016(営業日の9時~17時)

ホームページ

https://www.tokiomarineam.co.jp/

- f.申込手数料は、前記「第1ファンドの状況 4手数料等及び税金 (1)申込手数料」をご覧ください。
- g.上記にかかわらず、取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます(本書において、同じ。)。)における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置を取った場合には、販売会社は、受益権の取得申込の受付を中止すること、および既に受け付けた取得申込の受付を取り消すことができます。
- h. 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行う ための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載 または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座 に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信 託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため 社振法に定める事項の振替機関等への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機 関等への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または 記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関等 の定める方法により、振替機関等へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。
- i.定時定額購入サービスを選択した取得申込者は、販売会社との間で定時定額購入サービスに関する取り決めを行います。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

2【換金(解約)手続等】

- a. 受益者は、自己に帰属する受益権につき、一部解約の実行請求(解約請求)の方法によりご換金の請求を行うことができます。
- b.ご換金のお申込みは販売会社で受け付けます。なお、販売会社の買取りによるご換金の請求について は、販売会社にお問い合わせください。
- c.解約請求による換金のお申込みは、毎営業日に行うことができます。ただし、解約請求日が以下に該当する日には、お申込みの受付を行いません。
 - ・ニューヨーク証券取引所の休業日(日本の休業日を除きます。)の前営業日
- d.解約単位は、販売会社やお申込みのコース等によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせ ください。
- e.解約請求のお申込みの受付は、原則として午後3時30分までに、販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日受付としてお取扱いします。なお、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- f.解約時の価額(解約価額)は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- g.解約価額は、原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに 問い合わせることにより知ることができます。
- h.解約にかかる手数料はありません。
- i.解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して6営業日目から、お支払いします。
- j.委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよび既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日を解約請求受付日とする解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受け付けたものとして取扱います。
- k.信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。
- 1.受益者が解約の請求をするときは、振替受益権をもって行うものとし、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、 当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請が行われ、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

- a.基準価額とは、受益権1口当たりの純資産価額(純資産総額を計算日における受益権総口数で除した金額)をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。
- b. 純資産総額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、外国為替予約に基づく予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

< 主要投資対象資産の評価方法 >

対象	評価方法
投資信託証券	原則として、当ファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。
マザーファンド 受益証券	原則として、当ファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。

c.基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに 問い合わせることにより知ることができます。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

原則として、2020年3月13日から2030年1月15日までとします。ただし、後記「(5)その他 信託の終了(繰上償還)」に該当する場合には、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

原則として、毎月16日から翌月15日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日()を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。()法令により、これと異なる日を計算期間の末日と定めている場合には、法令にしたがいます。

(5)【その他】

信託の終了(繰上償還)

- a.委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b.委託会社は、当ファンドが主要投資対象とする「世界モノポリー戦略株式ファンド(適格機関投資家限定)」が存続しないこととなる場合には、信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- c.委託会社は、上記a.の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- d.上記c.の書面決議において、受益者(委託会社および信託の信託財産に信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下d.において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- e.上記c.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- f.上記c.からe.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記c.からe.までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。
- g.委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- h.上記g.の規定にかかわらず、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社 に引継ぐことを命じたときは、信託は、「 信託約款の変更」b.の書面決議で否決された場合を除 き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- i.受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- j.委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- a.委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は「信託約款の変更」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b.委託会社は、上記a.の事項(上記a.の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、上記a.の併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c.上記b.の書面決議において、受益者(委託会社および信託の信託財産に信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下c.において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d.上記b.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e.書面決議の効力は、信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f.上記b.からe.までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 上記a. からf. までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

関係会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間の募集・販売等の取扱いに関する契約は、当事者の別段の意思表示がない限り、1年ごとに自動更新されます。募集・販売等の取扱いに関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。

運用報告書

1月・7月の決算時および償還時に、委託会社が、期間中の運用経過のほか、信託財産の内容などを記載した交付運用報告書を作成します。交付運用報告書は、販売会社を通じて知れている受益者 に対して交付します。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、原則として電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(https://www.tokiomarineam.co.jp/)に掲載します。

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益者の有する主な権利は以下の通りです。なお、議決権、受益者集会に関する権利は有しません。

収益分配金の請求権

収益分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日まで)から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、お支払いします。ただし、受益者が収益分配金について、上記に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。なお、分配金再投資コースの収益分配金は、税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金の請求権

償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した金額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合には当該償還日の翌営業日)から起算して5営業日まで)から、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)にお支払いします。ただし、受益者が償還金について、上記に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

換金(解約)請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行請求の方法により、換金を請求することができます。詳細は上記「2 換金(解約)手続等」をご参照ください。

買取請求権

一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。 なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は、6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づいて、当特定期間(2025年1月16日から2025年7月15日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【東京海上・世界モノポリー戦略株式ファンド(毎月決算型)】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	前期 [2025年 1月15日現在]	当期 [2025年 7月15日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,239,058,089	2,406,319,057
投資信託受益証券	47,679,654,355	56,760,214,762
親投資信託受益証券	1,000,996	1,002,790
未収利息	6,717	29,515
流動資産合計	48,919,720,157	59,167,566,124
資産合計	48,919,720,157	59,167,566,124
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	549,539,352	643,525,304
未払解約金	119,163,970	85,301,725
未払受託者報酬	896,315	984,312
未払委託者報酬	44,815,756	49,215,621
その他未払費用	81,120	78,416
流動負債合計	714,496,513	779,105,378
負債合計	714,496,513	779,105,378
純資産の部		
元本等		
元本	1 36,635,956,822	42,901,686,959
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	11,569,266,822	15,486,773,787
(分配準備積立金)	6,286,684,015	8,387,428,565
元本等合計	48,205,223,644	58,388,460,746
純資産合計	48,205,223,644	58,388,460,746
負債純資産合計	48,919,720,157	59,167,566,124

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

		(早位:门)
	前期 自 2024年 7月17日 至 2025年 1月15日	当期 自 2025年 1月16日 至 2025年 7月15日
営業収益		
受取配当金	297,115,778	305,212,064
受取利息	1,090,118	3,216,857
有価証券売買等損益	42,894,445	5,280,562,201
営業収益合計	255,311,451	5,588,991,122
三 営業費用		
受託者報酬	5,449,488	5,647,807
委託者報酬	272,474,125	282,390,471
その他費用	494,832	489,424
営業費用合計	278,418,445	288,527,702
営業利益又は営業損失()	23,106,994	5,300,463,420
経常利益又は経常損失()	23,106,994	5,300,463,420
当期純利益又は当期純損失()	23,106,994	5,300,463,420
ー部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額()	12,081,364	38,926,890
期首剰余金又は期首欠損金()	14,637,237,920	11,569,266,822
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,796,057,706	3,189,352,406
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額	1,796,057,706	3,189,352,406
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,587,401,555	999,963,415
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額	1,587,401,555	999,963,415
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額	-	-
分配金	1 3,241,438,891	1 3,533,418,556
期末剰余金又は期末欠損金() 	11,569,266,822	15,486,773,787

(3)【注記表】

, (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

\(\sigma \to \)	当期 自 2025年 1月16日
区分	至 2025年 7月15日
有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しておりま す。時価評価にあたっては、投資信託受益証券及び親投資 信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

前期	当期
自 2024年 7月17日	自 2025年 1月16日
至 2025年 1月15日	至 2025年 7月15日
当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが、翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区分		区分	前期 [2025年 1月15日現在]	当期 [2025年 7月15日現在]
1.	1. 1 期首元本額		36,164,198,516円	36,635,956,822円
		期中追加設定元本額	4,736,441,649円	9,359,328,159円
		期中一部解約元本額	4,264,683,343円	3,093,598,022円
2.	1	特定期間末日における受益権の総数	36,635,956,822□	42,901,686,959

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期	当期
自 2024年 7月17日	自 2025年 1月16日
至 2025年 1月15日	至 2025年 7月15日
1 分配金の計算過程	1 分配金の計算過程
(2024年7月17日から2024年8月15日までの分配金計	(2025年1月16日から2025年2月17日までの分配金計
算期間)	算期間)
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分
配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、	配後の配当等収益から費用を控除した額(383,155
解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買	円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証
等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した	券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補
額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金	填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益
(12,619,497,204円)及び分配準備積立金	調整金(11,030,561,284円)及び分配準備積立金
(5,506,845,656円)より、分配対象額は	(6,186,096,426円)より、分配対象額は
18,126,342,860円(1万口当たり5,053.40円)で	17,217,040,865円(1万口当たり4,614.71円)で
あり、うち538,042,426円(1万口当たり150円)を	あり、うち559,634,906円(1万口当たり150円)を
分配金額としております。	分配金額としております。

(2024年8月16日から2024年9月17日までの分配金計算期間)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(175,966円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(12,090,543,019円)及び分配準備積立金(5,335,525,158円)より、分配対象額は17,426,244,143円(1万口当たり4,903.45円)であり、うち533,079,601円(1万口当たり150円)を分配金額としております。

(2024年9月18日から2024年10月15日までの分配金計算期間)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額

(144,085,760円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(815,585,152円)、投資信託約款に規定される収益調整金(11,614,400,632円)及び分配準備積立金(5,234,180,221円)より、分配対象額は17,808,251,765円(1万口当たり5,024.47円)であり、うち531,642,460円(1万口当たり150円)を分配金額としております。

(2024年10月16日から2024年11月15日までの分配金計算期間)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(147,911円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(583,633,734円)、投資信託約款に規定される収益調整金(11,632,076,498円)及び分配準備積立金(5,928,858,397円)より、分配対象額は18,144,716,540円(1万口当たり5,036.54円)であり、うち540,391,703円(1万口当たり150円)を分配金額としております。

(2024年11月16日から2024年12月16日までの分配金計算期間)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(11,511,767,834円)及び分配準備積立金(6,364,628,662円)より、分配対象額は17,876,396,496円(1万口当たり4,886.54円)であり、うち548,743,349円(1万口当たり150円)を分配金額としております。

(2025年2月18日から2025年3月17日までの分配金計算期間)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(367,862円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(10,878,527,179円)及び分配準備積立金(5,942,543,604円)より、分配対象額は16,821,438,645円(1万口当たり4,464.81円)であり、うち565,133,527円(1万口当たり150円)を分配金額としております。

(2025年3月18日から2025年4月15日までの分配金計算期間)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額

(103,359,072円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(10,758,826,052円)及び分配準備積立金(5,675,157,715円)より、分配対象額は16,537,342,839円(1万口当たり4,342.29円)であり、うち571,263,313円(1万口当たり150円)を分配金額としております。

(2025年4月16日から2025年5月15日までの分配金計算期間)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(515,199円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(763,717,803円)、投資信託約款に規定される収益調整金(10,809,254,393円)及び分配準備積立金(5,523,883,972円)より、分配対象額は17,097,371,367円(1万口当たり4,388.45円)であり、うち584,396,519円(1万口当たり150円)を分配金額としております。

(2025年5月16日から2025年6月16日までの分配金計算期間)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(787,010円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(1,471,396,597円)、投資信託約款に規定される収益調整金(11,219,287,815円)及び分配準備積立金(6,002,028,589円)より、分配対象額は18,693,500,011円(1万口当たり4,600.78円)であり、うち609,464,987円(1万口当たり150円)を分配金額としております。

(2024年12月17日から2025年1月15日までの分配金計算期間)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(102,534,709円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(11,095,659,753円)及び分配準備積立金(6,257,421,219円)より、分配対象額は17,455,615,681円(1万口当たり4,764.59円)であり、うち549,539,352円(1万口当たり150円)を分配金額としております。

(2025年6月17日から2025年7月15日までの分配金計算期間)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(150,891,187円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(1,193,054,278円)、投資信託約款に規定される収益調整金(11,926,218,006円)及び分配準備積立金(7,172,188,160円)より、分配対象額は20,442,351,631円(1万口当たり4,764.92円)であり、うち643,525,304円(1万口当たり150円)を分配金額としております。

(金融商品に関する注記)

. 金融商品の状況に関する事項

	・立既向叩りがルにぼ	7 0 于 六	
	区分	前期 自 2024年 7月17日 至 2025年 1月15日	当期 自 2025年 1月16日 至 2025年 7月15日
1.	金融商品に対する 取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2.	金融商品の内容及び そのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3.	金融商品に係るリスク管理体制	委託会社の目標を対してする。 理体制は同にいます。 を主はないの主にはないのでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	同左

. 金融商品の時価等に関する事項

			有伽証秀届出書(内国投資信託
	区分	前期 [2025年 1月15日現在]	当期 [2025年 7月15日現在]
1.	貸借対照表計上額、時価及び これらの差額	時価で計上しているため、その 差額はありません。	同左
2.	時価の算定方法並びに有価証 券及びデリバティブ取引に関 する事項	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項 に関する注記)に記載してお ります。	(1)有価証券 同左
		(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。	(2)デリバティブ取引 同左
		(3)有価証券及びデリバティブ取 引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取 引以外の金融商品について は、短期間で決済され、時価 は帳簿価額と近似しているた め、当該帳簿価額を時価とし ております。	(3)有価証券及びデリバティブ取 引以外の金融商品 同左
3.	金融商品の時価等に関する事 項についての補足説明	金融商品の時価の算定において は一定の前提条件等を採用して いるため、異なる前提条件等に よった場合、当該価額が異なる こともあります。	同左

(有価証券に関する注記)

前期(自 2024年7月17日 至 2025年1月15日)

売買目的有価証券

種類	最終計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	817,068,388円
親投資信託受益証券	円
合計	817,068,388円

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

当期(自 2025年1月16日 至 2025年7月15日)

売買目的有価証券

種 類	最終計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	1,238,750,694円
親投資信託受益証券	398円
合計	1,238,751,092円

⁽注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(1口当たり情報に関する注記)

	(· A B C C A R C C C C C C C C C C C C C C C C			
前期		当期		
[2025年 1月15日現在]		[2025年 7月15日現在]		
	1口当たり純資産額	1.3158円	1口当たり純資産額	1.3610円
	(1万口当たり純資産額	13,158円)	(1万口当たり純資産額	13,610円)

(4)【附属明細表】

- , 第1 有価証券明細表
 - (1)株式 該当事項はありません。
 - (2)株式以外の有価証券

(単位:円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備	考
投資信託受 益証券	世界モノポリー戦略株式ファンド (適格機関投資家限定)	26,588,071,371	56,760,214,762		
投資信託受益証券 合計		26,588,071,371	56,760,214,762		
親投資信託 受益証券	東京海上マネープールマザーファ ンド	996,711	1,002,790		
親投資信託受益証券 合計 合計		996,711	1,002,790		
		26,589,068,082	56,761,217,552		

- 第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。
- 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はありません。

(ご参考)

当ファンドは、「東京海上マネープールマザーファンド」を主要な投資対象としており、貸借対照表の 資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同ファンドの受益証券です。なお、同ファンド の状況は次のとおりです。

なお、以下に記載した情報は監査の対象ではありません。

「東京海上マネープールマザーファンド」の状況

(1)貸借対照表

		[2025年 1月15日現在]	[2025年 7月15日現在]
区分	注記 番号	金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		3,476,591	3,498,583
国債証券		7,996,552	7,994,836
未収利息		18	42
流動資産合計		11,473,161	11,493,461
資産合計		11,473,161	11,493,461
負債の部			
流動負債			
流動負債合計			
負債合計			
純資産の部			
元本等			
元本	1	11,423,838	11,423,913
剰余金			
剰余金又は欠損金()		49,323	69,548
元本等合計		11,473,161	11,493,461
純資産合計		11,473,161	11,493,461
負債純資産合計		11,473,161	11,493,461

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2025年 1月16日 至 2025年 7月15日
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時 価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示す る価額(但し、売気配相場は使用しない)、価格情報会社 の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値 (平均値)等で評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

(L X S A H L S B K F B K F B	
自 2024年 7月17日 至 2025年 1月15日	自 2025年 1月16日 至 2025年 7月15日
本書における開示対象ファンドの当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが、本書における開示対象ファンドの翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

(貸借刃照表に関 9 る汪記)		
区分	[2025年 1月15日現在]	[2025年 7月15日現在]
1. 1 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	11,412,875円	11,423,838円
同期中における追加設定元本額	10,975円	539円
同期中における一部解約元本額	12円	464円
同期末における元本額	11,423,838円	11,423,913円
元本の内訳 *		
東京海上J - R E I T投信(通貨選択型) 円コース(毎月分配型)	1,000,000円	1,000,000円
東京海上J - R E I T投信(通貨選択型) 円コース(年2回決算型)	1,000,000円	1,000,000円
東京海上J - R E I T投信(通貨選択型) 豪ドルコース(毎月分配型)	1,000,000円	1,000,000円
東京海上J - R E I T投信(通貨選択型) 豪ドルコース(年2回決算型)	1,000,000円	1,000,000円
東京海上J - R E I T投信(通貨選択型) ブラジルレアルコース(毎月分配型)	2,999,301円	2,999,301円
東京海上J - R E I T投信(通貨選択型) ブラジルレアルコース(年2回決算型)	1,000,000円	1,000,000円
東京海上J - R E I T投信(通貨選択型) インドネシアルピアコース(毎月分配型)	1,000,000円	1,000,000円
東京海上J - R E I T 投信(通貨選択型) インドネシアルピアコース(年2回決算 型)	1,000,000円	1,000,000円
東京海上J - R E I T投信(通貨選択型) マネープール・ファンド(年2回決算型)	358,053円	358,128円
東京海上J - R E I T投信(通貨選択型) 米ドルコース(毎月分配型)	9,970円	9,970円
東京海上J - R E I T投信(通貨選択型) 米ドルコース(年2回決算型)	9,970円	9,970円
東京海上J - R E I T投信(通貨選択型) メキシコペソコース(毎月分配型)	9,970円	9,970円
東京海上J - R E I T投信(通貨選択型) メキシコペソコース(年2回決算型)	9,970円	9,970円
東京海上・世界モノポリー戦略株式ファン ド(毎月決算型)	996,711円	996,711円
東京海上・世界モノポリー戦略株式ファン ド(年1回決算型)	9,965円	9,965円
東京海上・米国リカバリー・ポテンシャル 戦略株式ファンド	9,964円	9,964円

1		İ	ı	
	東京海上・世界モノポリー戦略杉 ド(年6回決算型)	式ファン	9,964円	9,964円
	計	11,4	23,838円	11,423,913円
2.	1 本書における開示対象ファンドの 末日における当該親投資信託の受 数		23,838口	11,423,913□

(注) * は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

. 金融商品の状況に関する事項

_	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
	区分	自 2024年 7月17日 至 2025年 1月15日	自 2025年 1月16日 至 2025年 7月15日		
1.	金融商品に対する 取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左		
2.	金融商品の内容及び そのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左		
3.	金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のは、 世球が出る。 では、 は、 に、いまでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	同左		

. 金融商品の時価等に関する事項

	区分	[2025年 1月15日現在]	[2025年 7月15日現在]
1.	貸借対照表計上額、時価及び これらの差額	時価で計上しているため、その 差額はありません。	同左
2.	時価の算定方法並びに有価証 券及びデリバティブ取引に関 する事項	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項 に関する注記)に記載してお ります。	(1)有価証券 同左

		i e	
		(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。	(2)デリバティブ取引 同左
		(3)有価証券及びデリバティブ取 引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取 引以外の金融商品について は、短期間で決済され、時価 は帳簿価額と近似しているた め、当該帳簿価額を時価とし ております。	(3)有価証券及びデリバティブ取 引以外の金融商品 同左
3.	金融商品の時価等に関する事 項についての補足説明	金融商品の時価の算定において は一定の前提条件等を採用して いるため、異なる前提条件等に よった場合、当該価額が異なる こともあります。	同左

(有価証券に関する注記)

(自 2024年7月17日 至 2025年1月15日)

売買目的有価証券

種 類	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	220円
合計	220円

- (注1)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。
- (注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(2024年 10月26日から2025年1月15日まで)を指しております。

(自 2025年1月16日 至 2025年7月15日)

売買目的有価証券

	70×13 m m 23		
種 類 当期間の損益に含まれた評価差額		当期間の損益に含まれた評価差額	
	国債証券	2,292円	
	合計	2,292円	

- (注1)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。
- (注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(2024年 10月26日から2025年7月15日まで)を指しております。

(1口当たり情報に関する注記)

[2025年 1月15日現在]		[2025年 7月15日現在]
1口当たり純資産額	1.0043円	1口当たり純資産額	1.0061円
(1万口当たり純資産額	10,043円)	(1万口当たり純資産額	10,061円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘 柄	券面総額	評価額	備	考
国債証券	第1251回国庫短期証券	4,000,000	3,998,428		
	第1316回国庫短期証券	4,000,000	3,996,408		
国債証券	合計	8,000,000	7,994,836		
	合計	8,000,000	7,994,836		

第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2025年7月31日 現在

種類	金額
資産総額	61,587,668,737 円
負債総額	129,813,053 円
純資産総額(-)	61,457,855,684 円
発行済数量	44,515,488,466 □
1 単位当たり純資産額(/)	1.3806 円

(ご参考:親投資信託の現況) 東京海上マネープールマザーファンド

2025年7月31日 現在

種類	金額
資産総額	11,495,283 円
負債総額	円
純資産総額(-)	11,495,283 円
発行済数量	11,423,913 🏻
1 単位当たり純資産額(/)	1.0062 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の 規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機 関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を 表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発 行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式 受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- 1. 名義書換
 該当事項はありません。
- 2. 受益者に対する特典 特典はありません。
- 3 . 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容 譲渡制限はありません。

4. 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

5. 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

6. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

7. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された 受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原 則として取得申込者とします。)にお支払いします。

8. 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、 一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほ か、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

2025年7月末日現在、資本金の額は20億円です。なお、会社の発行可能株式総数は160,000株であり、38,300株を発行済みです。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

委託会社業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役の選任は株主総会において、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。取締役の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

投資信託の投資運用の意思決定プロセスは以下の通りです。

運用本部で運用計画案、収益分配方針案等の運用の基本方針案を作成します。

運用の基本方針は、運用本部長を委員長とする投資政策委員会で投資環境見通し等をふまえて決定されます。

決定された運用の基本方針に基づき、具体的運用計画を策定し、運用を行います。

売買の執行はトレーディング部が行います。

運用部門とは独立した運用リスク管理部門にて運用評価、ガイドライン遵守状況のチェックを行い、運用リスク管理部門担当役員を委員長としリスク管理部を事務局とする運用管理委員会に結果報告します。

運用管理委員会から投資政策委員会へ運用評価、ガイドライン遵守状況がフィードバックされ次の基本 方針決定に生かされます。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の 設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っ ています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2025年7月末日現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託(親投資信託を除きます。)は次の通りです。

	本数	純資産総額(百万円)
追加型公社債投資信託	0	0
追加型株式投資信託	177	2,841,858
単位型公社債投資信託	1	2,718
単位型株式投資信託	18	88,668
合計	196	2,933,244

3【委託会社等の経理状況】

- 1. 当社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。
- 2 . 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第40期事業年度(2024年4月1日から 2025年3月31日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けておりま す。

(1)【貸借対照表】

(単位:千円) 第39期 第40期 (2024年3月31日現在) (2025年3月31日現在) 資産の部 流動資産 現金・預金 20,242,052 1,643,002 前払費用 523,560 504,626 * 1 関係会社短期貸付金 19,384,558 未収委託者報酬 3,523,505 3,544,046 未収収益 4,088,251 3,929,834 未収入金 12,841 34,763 その他の流動資産 26,495 流動資産計 28,403,865 29,053,672 固定資産 * 2 * 2 有形固定資産 631,543 646,419 建物 434,854 387,569 器具備品 196,689 167,868 リース資産 90,981 397,761 無形固定資産 614,848 電話加入権 3,795 3,795 ソフトウエア 372,797 410,834 ソフトウエア仮勘定 21,168 200,219 投資その他の資産 3,566,905 3,375,118 投資有価証券 49,108 45,279 関係会社株式 1,668,529 1,641,087 その他の関係会社有価証券 80,000 80,000 長期前払費用 16,227 85,968 474,324 敷金 474,324 その他長期差入保証金 21,230 21,230 繰延税金資産 1,257,485 1,027,229 固定資産計 4,596,210 4,636,386 資産合計 33,000,075 33,690,058 負債の部 流動負債 未払金 4,260,390 4,569,098 未払手数料 1,583,647 1,597,903 その他未払金 2,676,743 2,971,194 未払費用 321,531 419,084 未払消費税等 420,603 176,930 未払法人税等 1,391,000 679,000 55,624 預り金 72,829 前受収益 2,583 2.517 賞与引当金 296,807 430,032 リース債務 18,913 その他の流動負債 24 6,765,771 6,351,202 流動負債計 固定負債 長期未払金 7,284 927,210 退職給付引当金 929,235 リース債務 70,555 固定負債計 927,210 1,007,074 7,692,982 負債合計 7,358,277 純資産の部 株主資本 25,296,494 26,322,588 資本金 2,000,000 2,000,000 資本剰余金 400,000 400,000 その他資本剰余金 400,000 400,000

		有価証券届出書(内国投資
利益剰余金	22,896,494	23,922,588
利益準備金	500,000	500,000
その他利益剰余金	22,396,494	23,422,588
繰越利益剰余金	22,396,494	23,422,588
評価・換算差額等	10,599	9,192
その他有価証券評価差額金	10,599	9,192
純資産合計	25,307,093	26,331,781
負債・純資産合計	33,000,075	33,690,058

(2)【損益計算書】

	第39期	(単位:千円) 第40期
	(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	16,958,564	15,942,593
運用受託報酬	13,291,669	13,704,198
投資助言報酬	107,390	119,640
その他営業収益	678,515	698,269
営業収益計	31,036,140	30,464,702
営業費用		
支払手数料	7,801,482	7,184,184
広告宣伝費	203,242	208,842
調査費	8,650,200	9,117,522
調査費	3,298,847	3,569,637
委託調査費	5,351,353	5,547,885
委託計算費	116,944	130,446
営業雑経費	263,317	266,277
通信費	57,380	59,666
印刷費	157,178	154,034
協会費	24,327	26,294
諸会費	15,737	16,846
図書費	8,693	9,435
営業費用計	17,035,188	16,907,274
一般管理費		
給料	4,075,417	4,011,683
役員報酬	82,371	78,387
給料・手当	3,010,062	3,201,466
賞与	982,983	731,830
交際費	25,693	20,001
寄付金	9,893	1,400
旅費交通費	162,304	191,110
租税公課	246,078	92,032
不動産賃借料	468,091	468,092
退職給付費用	178,404	180,129
賞与引当金繰入	296,807	430,032
固定資産減価償却費	247,247	277,210
法定福利費	686,198	713,675
福利厚生費	14,385	13,064
諸経費	642,231	482,971
一般管理費計	7,052,753	6,881,403
営業利益	6,948,198	6,676,024
営業外収益		0,070,024
受取利息	185	41,081
スイベイブルン	100	71,001

	有伽証夯庙出書(內国投資
1,238	2,222
15,069	15,596
16,493	58,900
-	686
80,542	29,798
15,415	4,633
95,958	35,118
6,868,734	6,699,806
829	-
-	172,297
402	<u>-</u>
1,232	172,297
30,348	14
382	2,236
30,731	2,251
6,839,235	6,869,851
2,410,514	1,825,606
305,632	230,702
2,104,882	2,056,308
4,734,352	4,813,542
	15,069 16,493 - 80,542 15,415 95,958 6,868,734 829 - 402 1,232 30,348 382 30,731 6,839,235 2,410,514 305,632 2,104,882

(3)【株主資本等変動計算書】

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本				
		資本剰余金		利益剰余金	
	資本金	その他資本	資本剰余金	利益準備金	その他利益 剰余金
		剰余金	合計	刊	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	22,310,382
当期変動額					
剰余金の配当					4,648,241
当期純利益					4,734,352
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	-	-	86,111
当期末残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	22,396,494

	株主資本		評価・換		
	利益剰余金	#+ 	その他	評価・換算	純資産合計
	利益剰余金 合計	株主資本 合計	有価証券 評価差額金	差額等 合計	₩ C 矢 /王 口 日 I
当期首残高	22,810,382	25,210,382	5,624	5,624	25,216,006
当期変動額					
剰余金の配当	4,648,241	4,648,241			4,648,241
当期純利益	4,734,352	4,734,352			4,734,352

株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			4,974	4,974	4,974
当期変動額合計	86,111	86,111	4,974	4,974	91,086
当期末残高	22,896,494	25,296,494	10,599	10,599	25,307,093

第40期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:千円)

					(+1\(\frac{1}{4}\) \(\frac{1}{4}\)
	株主資本				
		資本乗	余金	利益剰余金	
	資本金	その他資本	資本剰余金	利益準備金	その他利益 剰余金
		剰余金合計	合計	利益学補 並	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	22,396,494
当期変動額					
剰余金の配当					3,787,448
当期純利益					4,813,542
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	-	-	1,026,094
当期末残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	23,422,588

	株主	株主資本		評価・換算差額等		
	利益剰余金	株主資本 合計	その他	評価・換算	純資産合計	
	利益剰余金 合計		有価証券 評価差額金	差額等 合計	wos/또니미	
当期首残高	22,896,494	25,296,494	10,599	10,599	25,307,093	
当期変動額						
剰余金の配当	3,787,448	3,787,448			3,787,448	
当期純利益	4,813,542	4,813,542			4,813,542	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			1,406	1,406	1,406	
当期変動額合計	1,026,094	1,026,094	1,406	1,406	1,024,687	
当期末残高	23,922,588	26,322,588	9,192	9,192	26,331,781	

注記事項

(重要な会計方針)

第40期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

- 1. 有価証券の評価基準及び評価方法
- (1) 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券 移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。また、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として3年間で均等償却する方法を採用しております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間 (5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リースに係る有形固定資産中のリース資産は、リース期間を耐用 年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、顧客への投資運用業及び投資助言・代理業に関するサービスから生じる委託者報酬、運用受託報酬等により収益を獲得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 運用報酬

投資運用・助言サービスのうち運用資産残高等を基礎として算定される報酬(運用報酬)については、当該サービスに係る履行義務は日々充足されると判断し、運用期間にわたり収益として認識しております。確定した報酬は、月次、年4回、年2回もしくは年1回受け取ります。

(2) 成功報酬

成功報酬は、契約上定められる超過収益の達成等により履行義務を充足し、報酬額及び支払われることが確定した時点で収益として認識しております。確定した報酬は、履行義務充足時点から短期間で支払いを受けます。

(重要な会計上の見積り)

第39期	第40期
2024年 3 月31日現在	2025年 3 月31日現在
当事業年度の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。	同左

(未適用の会計基準等)

第40期 自 2024年4月1日 至 2025年3月31日

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日) ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改定

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産および負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費およびリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で 評価中であります。

(貸借対昭表関係)

(負信刈照衣関係)	
第39期 2024年 3 月31日現在	第40期 2025年 3 月31日現在
-	* 1 . 当社は、グループ全体の資金管理や資金効率の向上をはかることを目的として、キャッシュ・マネジメント・サービス(以下「CMS」)を導入しております。当社は、関係会社と、CMSによる貸出コミットメントを定めた金銭消費貸借契約を締結しています。「関係会社短期貸付金」は、これによる貸付金であります。CMSにおける貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は次のとおりであります。
	貸出コミットメント 30,000,000千円 の総額 貸出実行残高 19,384,558千円 差引額 10,615,441千円
	なお、上記金銭消費貸借契約書において、経済情勢、金融情勢の変化、契約当事者の経営状態の変化、その他事由があるときには、貸出コミットメントの金額及び利息の条件について、契約当事者間で同意の上で変更できるものと定められており、必ずしも全額が貸出実行されるものではありません。また、当社の資金が不足している場合には、資金を借り入れる場合があります。
*2.有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。	* 2 . 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

建物245,354千円建物292,639千円器具備品481,065千円器具備品533,641千円リース資産8,271千円

(損益計算書関係)

第39期	第40期
自 2023年4月1日	自 2024年 4 月 1 日
至 2024年3月31日	至 2025年 3 月31日
関係会社に対する営業外収益のうち、雑益の合計額は営業外収益の総額の100分の10を超えており、その金額は9,623千円であります。	関係会社に対する営業外収益のうち、雑益の合計額は営業外収益の総額の100分の10を超えており、その金額は7,222千円であります。

(株主資本等変動計算書関係)

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1.発行済株式に関する事項

(単位:株)

株式の種類	2023年4月1日 現在	増加	減少	2024年 3 月31日 現在
普通株式	38,300	-	-	38,300

2.配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2023年6月29日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ)配当金の総額4,648,241千円(口) 1株当たり配当額121,364円(八)基準日2023年3月31日(二)効力発生日2023年6月29日

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 2024年6月26日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。
 - ・普通株式の配当に関する事項

(イ)配当金の総額3,787,448千円(口)配当の原資繰越利益剰余金(八)1株当たり配当額98,889円(二)基準日2024年3月31日(ホ)効力発生日2024年6月26日

第40期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1.発行済株式に関する事項

(単位:株)

				(1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
株式の種類	2024年 4 月 1 日 現在	増加	減少	2025年 3 月31日 現在
普通株式	38,300	-	-	38,300

2.配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2024年6月26日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ)配当金の総額3,787,448千円(口) 1株当たり配当額98,889円(八)基準日2024年3月31日(二)効力発生日2024年6月26日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 2025年6月26日の定時株主総会において、次のとおり配当を提案する予定であります。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額 3,850,796千円 (ロ) 配当の原資 繰越利益剰余金 (八) 1株当たり配当額 100,543円 (二) 基準日 2025年3月31日 (木) 効力発生日 2025年6月26日

(リース取引関係)

第40期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

- 1.リース資産の内容
 - ・有形固定資産 主として、社内システム用ハードウェア(器具備品)であります。
- 2. リース資産の減価償却の方法
 - 「重要な会計方針」の「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載の通りであります。

流動性リスク

当社は、日々資金残高管理を行っており流

動性リスクを管理しております。

重要は公司の別しの 2. 回た資産の原門	順のグラスターに記載の思うでのうより。
(金融商品関係)	
1.金融商品の状況に関する事項	
第39期 自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日	第40期 自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日
(1) 金融商品に対する取組方針 当社の資本は本来の事業目的のために使用 することを基本とし、資産の運用に際して は、資産運用リスクを極力最小限に留めるこ とを基本方針としております。	(1) 金融商品に対する取組方針 同左
(2) 金融商品の内容及びそのリスク 営業債権である未収収益は顧客の信用リスクに晒されており、未収委託者報酬は市場リスクに晒されております。投資有価証券は、主にファンドの自己設定に関連する投資信託であり、基準価額の変動リスクに晒されております。	
営業債務である未払金は、ほとんど1年以 内の支払期日であり、流動性リスクに晒され ております。	
(3) 金融商品に係るリスク管理体制 信用リスク 未収収益については、管理部門において取 引先ごとに期日及び残高を把握することで、 回収懸念の早期把握や軽減を図っておりま す。	(3) 金融商品に係るリスク管理体制 信用リスク 同左
市場リスク 未収委託者報酬には、運用資産の悪化から 回収できず当社が損失を被るリスクが存在し ますが、過去の回収実績からリスクは僅少で あると判断しております。	市場リスク同左
投資有価証券については、管理部門におい て定期的に時価を把握する体制としておりま す。	

流動性リスク

同左

2.金融商品の時価等に関する事項

第39期(2024年3月31日現在)

2024年3月31日現在における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

			<u> </u>
	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	49,108	49,108	-
敷金	474,324	472,538	1,786
資産計	523,432	521,646	1,786

(注1)以下の金融商品については、現金であること、及び短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似する ものであることから、記載を省略しております。

現金・預金

未収委託者報酬

未収収益

預り金

未払金

未払費用

(注2)関係会社株式及びその他の関係会社有価証券については、市場価格のない株式等に該当することから、時価を注記しておりません。これらの貸借対照表計上額は、それぞれ以下のとおりです。

(単位:千円)

	(
	貸借対照表計上額
関係会社株式	
子会社株式	1,640,302
関連会社株式	28,227
その他の関係会社有価証券	80,000

(注3)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

				(+ 14 · 113 /
	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10年以内	10年超
投資有価証券 その他有価証券のうち満期が あるもの	-	18,872	1,912	1,101
合計	-	18,872	1,912	1,101

第40期(2025年3月31日現在)

2025年3月31日現在における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

			<u> </u>
	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	45,279	45,279	-
敷金	474,324	471,310	3,013
資産計	519,603	516,589	3,013
リース債務(注3)	89,468	88,245	1,222
長期未払金(注4)	9,317	8,824	492
負債計	98,785	97,070	1,715

(注1)以下の金融商品については、現金であること、及び短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似する ものであることから、記載を省略しております。

現金・預金

関係会社短期貸付金

未収委託者報酬

未収収益

未収入金

預り金

未払金(1年内返済予定の長期未払金を除く) 未払費用

(注2)関係会社株式及びその他の関係会社有価証券については、市場価格のない株式等に該当することか ら、時価を注記しておりません。これらの貸借対照表計上額は、それぞれ以下のとおりです。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額
関係会社株式	
子会社株式	1,641,087
その他の関係会社有価証券	80,000

- (注3)リース債務については、1年内返済予定のリース債務を含めております。
- (注4)長期未払金については、1年内返済予定の長期未払金を含んでおります。

(注5)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

				(1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10年以内	10年超
関係会社短期貸付金	19,384,558	•	-	
投資有価証券 その他有価証券のうち満期が あるもの	866	8,257	8,534	-
合計	19,385,424	8,257	8,534	-

(注6)リース債務及び長期未払金の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
リース債務(注3)	18,913	19,247	19,586	19,932	11,789	-
長期未払金(注4)	2,032	2,032	2,032	2,032	1,185	-
合計	20,946	21,279	21,619	21,965	12,974	-

3.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

第39期(2024年3月31日現在)

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベル に分類しております。

レベル1の時価 :観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成

される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により

算定した時価

: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以 レベル 2 の時価

外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

: 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価 レベル3の時価

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位:千円)

				(— — · · · · ·)	
	レベル1	レベル 2	レベル3	合計	
投資有価証券					
その他有価証券	-	49,108	-	49,108	
資産計	-	49,108	-	49,108	

(2)時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(畄位・千田)

				(半位・十つ)
	時 価			
	レベル 1	レベル 2	レベル3	合計

敷金	-	472,538	-	472,5	538
資産計	-	472,538	-	472,5	538

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明 投資有価証券

投資信託は基準価額を用いて評価しており、活発な市場における相場価格とはいえないことから、レベル2の時価に分類しております。

敷金

敷金は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回 り等で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

第40期(2025年3月31日現在)

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成

される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により

算定した時価

レベル2の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以

外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位:千円)

				<u> </u>
	時価			
	レベル1	レベル 2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	-	45,279	-	45,279
資産計	-	45,279	-	45,279

(2)時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位:千円)

	時価				
	レベル1	レベル1 レベル2 レベル3			
敷金	-	471,310	-	471,310	
資産計	-	471,310	-	471,310	
リース債務	-	88,245	-	88,245 8,824	
長期未払金	-	8,824	-	8,824	
負債計	-	97,070	-	97,070	

(注1)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資信託は基準価額を用いて評価しており、活発な市場における相場価格とはいえないことから、レベル2の時価に分類しております。

敷金

リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想 定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期未払金

長期未払金の時価については、新規に同様の契約を行なった場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

- (注2)リース債務については、1年内返済予定のリース債務を含めております。
- (注3)長期未払金については、1年内返済予定の長期未払金を含んでおります。

(有価証券関係)

第39期 2024年 3 月31日現在

第40期 2025年 3 月31日現在

1 . 子会社株式及び関連会社株式並びにその他 │ 1 . 子会社株式及びその他の関係会社有価証券 の関係会社有価証券

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表 計上額 子会社株式1,640,302千円、関連会社 株式28,227千円)並びにその他の関係会社有 価証券(貸借対照表計上額 80,000千円) は、市場価格のない株式等に該当することか ら、記載しておりません。

子会社株式(貸借対照表計上額 1,641,087 千円)及びその他の関係会社有価証券(貸借 対照表計上額 80,000千円)は、市場価格の ない株式等に該当することから、記載してお りません。

2. その他有価証券

2. その他有価証券

1	単位	` ·	エ	Н)
•	= 1.	<u>.</u>	- 1		•

		(単	位:千円))
分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額	

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照			
表計上額が			
取得原価を			
超えるもの			
証券投資	37,893	20,877	17,015
信託	37,033	20,011	17,015
貸借対照			
表計上額が			
取得原価を			
超えないも			
の			
証券投資 信託	11,214	12,953	1,738
合計	49,108	33,831	15,277

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照			
表計上額が			
取得原価を			
超えるもの			
│ 証券投資 │ 信託	33,551	17,453	16,098
10.00			
貸借対照			
表計上額が			
取得原価を			
超えないも			
の			
証券投資 信託	11,727	14,402	2,674
合計	45,279	31,855	13,423

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券 該当する取引はありません。

		(早	<u>地:十円</u>
区分	売却額	売却益の	I I
	プログル音	合計額	合計額
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	5,767	829	-
合計	5,767	829	-

(収益認識関係)

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	運用報酬	成功報酬	合計
委託者報酬	16,958,564	-	16,958,564
運用受託報酬	12,488,818	802,851	13,291,669
投資助言報酬	107,390	-	107,390
その他営業収益	678,515	-	678,515
合計	30,233,289	802,851	31,036,140

2 . 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業 年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び 時期に関する情報

顧客との契約から生じた債権等

顧客との契約から生じた債権(期首残高)

6,222,195千円

顧客との契約から生じた債権(期末残高) 7,611,757千円

(*)なお、当事業年度の期首及び期末において、顧客との契約から生じた契約資産及び契約負債はありません。

第40期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

			(— — · · · · · · ·
	運用報酬	成功報酬	合計
委託者報酬	15,928,520	14,072	15,942,593
運用受託報酬	13,578,919	125,279	13,704,198
投資助言報酬	119,640	-	119,640
その他営業収益	698,269	-	698,269
合計	30,325,350	139,352	30,464,702

2. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

顧客との契約から生じた債権等

顧客との契約から生じた債権(期首残高) 7,611,757千円

顧客との契約から生じた債権(期末残高) 7,473,880千円

(*)なお、当事業年度の期首及び期末において、顧客との契約から生じた契約資産及び契約負債はあり ません。

(退職給付関係)

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に備えるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出年金制度を採用しております。

退職一時金制度(非積立型制度であります。)では、当社従業員を制度対象として、給与と勤続年数に基づき算出した一時金を支給しております。受入出向者については退職給付負担金を支払っており、損益計算書上の退職給付費用には当該金額が含まれております。貸借対照表上は出向期間3年以下の出向者に係る金額が退職給付引当金に、出向期間3年超の出向者に係る金額がその他未払金にそれぞれ含まれております。

2.確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	869,667千円
勤務費用	73,630千円
利息費用	6,822千円
数理計算上の差異の発生額	29,062千円
退職給付の支払額	38,184千円
退職給付債務の期末残高	940,999千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務 年金資産	-
	-
非積立型制度の退職給付債務	940,999千円
未積立退職給付債務	940,999千円
未認識数理計算上の差異	13,789千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	927,210千円
退職給付引当金	927,210千円

貸借対照表に計上された負債と資産の純額	927,210千円
具用が流れに引上してのと異様と具体が心臓	021,210]

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	73,630千円
利息費用	6,822千円
数理計算上の差異の費用処理額	1,778千円
その他	10,687千円
確定給付制度に係る退職給付費用	89,362千円

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表しております。) 割引率 0.9%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、89,041千円であります。

第40期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に備えるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出年金制度を採用しております。

退職一時金制度(非積立型制度であります。)では、当社従業員を制度対象として、給与と勤続年数に基づき算出した一時金を支給しております。受入出向者については退職給付負担金を支払っており、損益計算書上の退職給付費用には当該金額が含まれております。貸借対照表上は出向期間3年以下の出向者に係る金額が退職給付引当金に、出向期間3年超の出向者に係る金額がその他未払金にそれぞれ含まれております。

2.確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	940,999千円
勤務費用	69,192千円
利息費用	8,142千円
数理計算上の差異の発生額	54,402千円
退職給付の支払額	76,437千円
退職給付債務の期末残高	887,494千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	-
年金資産	=
	-
非積立型制度の退職給付債務	887,494千円
未積立退職給付債務	887,494千円
未認識数理計算上の差異	41,740千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	929,235千円
退職給付引当金	929,235千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	929,235千円

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	69,192千円
利息費用	8,142千円
数理計算上の差異の費用処理額	1,127千円
その他	10,501千円
確定給付制度に係る退職給付費用	88 963千円

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表しております。) 割引率 1.5%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、91,165千円であります。

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第39期	第40期
	(2024年3月31日現在)	(2025年3月31日現在)
操延税金資産		
退職給付引当金	283,911千円	292,894千円
未払金	3,362千円	3,308千円
賞与引当金	90,882千円	131,675千円
未払法定福利費	12,359千円	15,190千円
未払事業所税	4,097千円	4,044千円
未払事業税	73,982千円	39,392千円
未払調査費	108,813千円	99,432千円
減価償却超過額	7,259千円	12千円
繰延資産超過額	12,236千円	14,842千円
未払確定拠出年金	2,331千円	2,352千円
未収実績連動報酬	264,384千円	38,200千円
前払費用	-	562千円
未払費用	404,707千円	397,773千円
繰延税金資産小計	1,268,329千円	1,039,682千円
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	1,268,329千円	1,039,682千円
繰延税金負債		
前払費用	6,166千円	8,221千円
その他有価証券評価差額金	4,677千円	4,231千円
繰延税金負債合計	10,844千円	12,453千円
繰延税金資産の純額	1,257,485千円	1,027,229千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第39期	第40期
(2024年 3 月31日現在)	(2025年 3 月31日現在)
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の 負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以 下であるため注記を省略しております。	

3 . 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更して計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産(繰延税金負債の金額を控除した金額)が8,670千円、法人税等調整額が8,791千円それぞれ増加し、その他有価証券評価差額金が120千円減少しております。

4. 法人税及び地方法人税に関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しているため、法人税及び地方法人税の会計処理またはこれらに関す る税効果会計の会計処理および開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示 に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を適用しています。

[セグメント情報]

(セグメント情報等)

,	
第39期	第40期
自 2023年4月1日	自 2024年4月1日
至 2024年 3 月31日	至 2025年 3 月31日

同左

[セグメント情報]

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」 に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の 設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める 金融商品取引業者として運用(投資運用業)を 行っております。また「金融商品取引法」に定め る投資助言・代理業を行っております。

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこ れらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告 セグメントとしております。従いまして、開示対 象となるセグメントはありませんので、記載を省 略しております。

[関連情報]

1. 製品及びサービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が 損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載 を省略しております。

- 2. 地域ごとの情報
- (1) 営業収益

(単位:千円)

		<u>(</u>
日本	その他	合計
27,411,151	3,624,988	31,036,140

- (注) 営業収益は顧客の所在地を基準とし、国 ごとに分類しております。
- (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借 対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるた め、記載を省略しております

- 3. 主要な顧客ごとの情報
- (1) 投資信託の名称 算型)
- (2) 委託者報酬 3,106,318千円
- (3) 関連するセグメント名 投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの 附帯業務を集約した単一セグメント

[関連情報]

- 1. 製品及びサービスごとの情報 同左
- 2. 地域ごとの情報
- (1) 営業収益

(単位:千円)

		(I I I I I I I I I I I I I I I I I I I
日本	その他	合計
26,788,631	3,676,070	30,464,702

- (注) 営業収益は顧客の所在地を基準とし、国 ごとに分類しております。
- (2) 有形固定資産 同左
- 3. 主要な顧客ごとの情報

当社は、外部顧客からの収益のうち、損益計算 東京海上・円資産バランスファンド (毎月決 書の営業収益の10%以上を占める相手先がないた め、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

- 1. 関連当事者との取引
- (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等 重要な取引はありません。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等 重要な取引はありません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の 名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容 又は 職業	議決権 の所有 割合	関連当 事者と の関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高(千円)
同一の 親会社 をもつ 会社	東京海上 日動火災 保険 株式会社	東京都千代田区	101,994,694	損害 保険業	なし	投資信託 の取扱 役員の 兼任	投資信託 に係る 事務代行 手数料の 支払	1,337,087	未払 手数料	450,379

- (注)*取引価格については、市場実勢等を勘案し、交渉の上決定しております。
 - *取引金額には、消費税等は含まれておりません。
- (4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等 重要な取引はありません。
- 2. 親会社又は重要な関連会社に関する情報
- (1) 親会社情報 東京海上ホールディングス株式会社(東京証券取引所に上場)
- (2) 重要な関連会社の要約財務情報 重要な関連会社はありません。

第40期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

- 1. 関連当事者との取引
- (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等 重要な取引はありません。
- (2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

(-) //3	2) 粉奶品包建品公司公司公司公司									
種類	会社等の 名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (USD)	事業の 内容 又は 職業	議決権 の所有 割合	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	封目	期末残高 (千円)
子会社	Tokio Marine Asset Management (USA),Ltd.	米国・ ニュー ヨーク	500,000	投资運用業 投资助言業	直接100%	運用及び調 査の委託 役員の兼任	調査費等 の支払 (注1)	969,960	未払金	377, 132

- (注1)取引価格については、市場実勢等を勘案し、交渉の上決定しております。
- (3) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

										1 1 1 1 1 2 2 1 1 1 1
種類	会社等の 名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容 又は 職業	議決権 の所有 割合	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引金額(千円)	料目	期末残高(千円)
						投資信託 の取扱	投資信託 に係る事 務代行手 数料の支 払(注1)	1,559,839	未払 手数料	496,183
同一の 親会社 をもつ 会社	東京海上 日動火災 保険 株式会社	東京都千代田区	101, 994, 694	損害 保険業	なし	役員の 兼任	資金の 貸付 (注2)	14, 166, 773	関係会社 短期 貸付金	19, 384, 558
						資金の 貸付	資金の 貸付に 係る利息 受取(注2)	39, 806	関係会社 未収収益	-

- (注1)取引価格については、市場実勢等を勘案し、交渉の上決定しております。
- (注2)資金の貸付については、CMS(キャッシュ・マネジメント・システム)にかかるものであり、適用金利は、市場金利等を勘案して合理的に決定しております。また資金の貸付に係る取引金額は、当事業年度における平均貸付残高を記載しております。
- (注3)取引金額には、消費税等を含めておりません。
- (4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等 重要な取引はありません。
- 2. 親会社又は重要な関連会社に関する情報
- (1) 親会社情報

東京海上ホールディングス株式会社(東京証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報 重要な関連会社はありません。

(1株当たり情報)

第39期						
自 2023年4月1日						
至 2024年 3 月31日						
660,759円61銭						
123,612円34銭						
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載 しておりません。						
25,307,093千円						
-						
25,307,093千円						
38,300株						
4,734,352千円						
-						
4,734,352千円						
普通株式の期中平均株式数 38,300株						

	有価証券届出書(内国投			
第40期				
自 2024年4月1日				
至 2025年 3 月31日				
1株当たり純資産額	687,513円86銭			
1株当たり当期純利益金額	125,679円97銭			
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が しておりません。	存在しないため記載			
(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎				
貸借対照表の純資産の部の合計額	26,331,781千円			
純資産の部の合計額から控除する金額				
普通株式に係る当期末の純資産額	26,331,781千円			
1株当たり純資産額の算定に用いられた当期末の普通株式の数	38,300株			
1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎				
損益計算書上の当期純利益金額	4,813,542千円			
普通株主に帰属しない金額	-			
普通株式に係る当期純利益金額	4,813,542千円			
普通株式の期中平均株式数	38,300株			

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下 において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

提出日現在、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実、及び重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

· 名称 三井住友信託銀行株式会社

(再信託受託会社:株式会社日本カストディ銀行)

·資本金の額 342,037百万円 (2025年3月末日現在)

・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する

法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

<参考情報:再信託受託会社の概要>

・名称 株式会社日本カストディ銀行

・資本金の額 51,000百万円 (2025年3月末日現在)

・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する

法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

	1	
名称	資本金の額()	事業の内容
岩井コスモ証券株式会社	13,500百万円	
SMBC日興証券株式会社	135,000百万円	
株式会社SBI証券	54,323百万円	
岡地証券株式会社	1,500百万円	
OKB証券株式会社	1,500百万円	
京銀証券株式会社	3,000百万円	
静銀ティーエム証券株式会社	3,000百万円	
七十七証券株式会社	3,000百万円	
第四北越証券株式会社	600百万円	
ちばぎん証券株式会社	4,374百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま
百五証券株式会社	3,000百万円	立殿回印収引来を言んでいる す。
ひろぎん証券株式会社	5,000百万円	
松井証券株式会社	11,945百万円	
マネックス証券株式会社	13,195百万円	
丸八証券株式会社	3,751百万円	
三菱UFJ eスマート証券株式会社	7,196百万円	
むさし証券株式会社	5,000百万円	
めぶき証券株式会社	3,000百万円	
楽天証券株式会社	19,495百万円(注1)	
ワイエム証券株式会社	1,270百万円	

株式会社あいち銀行	18,000百万円	
株式会社大垣共立銀行	46,773百万円	
株式会社神奈川銀行	6,191百万円	
株式会社京都銀行	42,103百万円	
株式会社きらやか銀行	24,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営んで います。
株式会社仙台銀行	22,735百万円	7.00
株式会社大東銀行	14,743百万円	
株式会社北陸銀行	140,409百万円	
株式会社北海道銀行	93,524百万円	
おかやま信用金庫	1,764百万円	信用金庫法に基づき信用金庫の 事業を営んでいます。

() 2025年 3 月末日現在。

おかやま信用金庫の資本金の額の箇所には出資の総額を記載しております。

(注1)2024年12月末日現在。

2【関係業務の概要】

受託会社は、信託財産の保管・管理等を行います。また、当ファンドにかかる信託事務の一部につき株式会社日本カストディ銀行に委託することがあります。

販売会社は、募集・販売の取扱い、一部解約事務および収益分配金・解約金・償還金の支払い等を行います。

3【資本関係】

資本関係はありません。

第3【その他】

- 1.目論見書の表紙にロゴ・マーク、図案を使用し、委託会社の名称、ファンドの基本的性格等を記載することがあります。
- 2.目論見書の表紙に委託会社の金融商品取引業者登録番号および目論見書の使用を開始する日を記載する場合があります。
- 3.請求目論見書に当ファンドの約款を添付します。
- 4.目論見書の別称として「投資信託説明書(目論見書)」、「投資信託説明書(交付目論見書)」または「投資信託説明書(請求目論見書)」という名称を使用することがあります。
- 5.目論見書は電子媒体として使用されたり、インターネット等に掲載されることがあります。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2025年6月5日

東京海上アセットマネジメント株式会社 取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 石 井 章 悟

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 奈 良 将 太 朗

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている東京海上アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上アセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の 実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及 び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかど うかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計 事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2025年9月19日

東京海上アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人 東京事務所 指定有限責任社員 公認会計士 奈良 将太朗

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に 掲げられている東京海上・世界モノポリー戦略株式ファンド(毎月決算型)の2025年1月16日から2025年7月15日まで の特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を 行った。

業務執行社員

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京 海上・世界モノポリー戦略株式ファンド(毎月決算型)の2025年7月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終 了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準にお ける当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国におけ る職業倫理に関する規定に従って、東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、 監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証 拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以 外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記 載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容 と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのよ うな重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報 告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に 表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために 経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうか を評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する 必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示 がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明する ことにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の 意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家 としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手 続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ 適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価 の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性 及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているか どうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や 会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。